

## エクスプレス・カード（E 予約専用）会員規約

### 第1条 法人会員とカード使用者等

1. 本規約および本規約の一部を構成するものとして東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用）規約」（その付則および特約を含む。）（以下、「E 予約コーポレート規約」という。）また、本規約と EX 予約コーポレート規約を総称して「本規約等」といい、本規約等に基づき提供するサービスを単に「エクスプレス予約コーポレートサービス」という。）を承認のうえ、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）および JR 東海（以下、JR 東海と JCB を総称して「両社」という。）所定の入会申込書等によって、本規約等を承認のうえ、両社が提携して発行するエクスプレス・カード（E 予約専用）への入会の申し込みをした官公庁、会社、社団、財団もしくはその他の団体（以下、総称して「法人等」という。）で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を「法人会員」といいます。
2. 法人会員が予めエクスプレス・カード（E 予約専用）の使用者として指定し、両社所定の方法により申請し、両社が承認した法人会員の役職員、社員、従業員等を「カード使用者」といいます。なお、カード使用者は、両社が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位（以下、「部署」という。）のほか、法人会員のグループ会社等ならびにその部署、役職員、社員および従業員等その他の者が含まれます。
3. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってエクスプレス・カード（E 予約専用）を利用する一切の権限（以下、「本代理権」という。）を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、両社所定の方法により、カード使用者によるエクスプレス・カード（E 予約専用）の利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 法人会員とカード使用者を併せて「会員」といいます。
5. 本代理権の授受に基づき、カード使用者によるエクスプレス・カード（E 予約専用）利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。また、法人会員はカード使用者のエクスプレス・カード（E 予約専用）利用に関する一切の責任を負うものとします。
6. 法人会員と両社との本規約等を内容とする契約（以下、「本契約」という。）は、両社が入会を承認したときに成立します。

### 第2条 本規約等の遵守

1. 法人会員は、本規約等を遵守するものとします。
2. 法人会員は自ら本規約等を遵守するほか、カード使用者に対し本規約等を周知し、カード使用者をして本規約等を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約等に違反した場合には、両社に対し、一切の責任を負うものとします。

### 第3条 カード番号の発行およびカード情報の管理

1. 両社は、エクスプレス・カード（E 予約専用）について、法人会員用の基本カード番号と、基本カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるカード使用者用の部署カード番号および部署カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるハウスカード番号（以下、基本カード番号、部署カード番号およびハウスカード番号を総称して「カード番号」という。）を発行します。両社は、法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、JCB がカード番号を発行するものとします。
2. JCB は、カード番号の発行に際し、物理的なカードを発行しないものとします。
3. ハウスカード番号には、両社が、カード使用者ごとに発行する個人名発行形式（以下、「個人名カード番号」という。）と部署ごとに発行する部署名発行形式（以下、「共有カード番号」という。）があります。個人名カード番号は、両社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができ、共有カード番号は両社に申請のうえ承認された部署に所属する法人会員が指定したカード使用者のみが使用することができます。
4. 両社は、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下、「カード情報」という。）を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。
5. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対しカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

### 第3条の2 （カード番号の再発行）

1. 両社は、カード情報の消失、不正取得、改変、漏洩等の理由により法人会員が申請し、両社が審査のうえ承認した場合、カード番号を変更し、再発行します。再発行したカード情報は、書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。
2. 両社は、JCB におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、法人会員は予めこれを承認します。
3. 前 2 項によるカード番号の変更によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおける乗車券類の受取不能その他の会員に生じた不利益ないし損害について、両社は一切責任を負わないものとします。

### 第4条 管理責任者

1. 会員またはカード番号利用に関する諸手続および会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から本条第 6 項に定める権限を付与されるものとします。
2. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者の氏名、E メールアドレス、管理責任者が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）その他両社所定の事項を両社に届け出るものとします。
3. 本条第 1 項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た者（以下、「業務受託者」という。）から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者（以下、「契約事務責任者」という。）を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。なお、本規約（本条第 1 項、第 2 項、本項および第 5 項を除く。）ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。
4. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性、必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。
5. 契約事務責任者は、管理責任者の指揮監督のもとで、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者・契約事務責任者の登録および変更、退会手続、ならびにその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。
6. 管理責任者は、以下の(1)から(7)の権限（管理責任者が JCB が提供する WEB サービスである「JCB 法人カードステーション」を使用する方法によるものを含む。また、JCB 法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。）および当該権限を適

切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め包括的に認めるものとし、法人会員は管理責任者の行為について、法人会員等の行った行為とみなされることについて異議ないものとし、管理責任者の行為について、一切の責任を負うものとし、

(1) カード使用者の追加にかかる入会申込手続（カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。）および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限。なお、カード使用者の申請を希望する場合、JCB が別に定める法人 WEB 手続サービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得るものとし、ただし、両社が特に認める場合には、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行うことができるものとし、

(2) JR 東海または JCB から法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員から JR 東海または JCB に対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、JR 東海および JCB 間の連絡または調整等を行う権限

(3) JCB 法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限

(4) 利用可能枠の増枠申請権限

(5) カード番号利用に関する明細（第 20 条に定めるものをいう。）、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード番号利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限

(6) 前号のほか、両社所定の事項に関して法人会員等を代理する権限

(7) 前各号に関連する事項に関して法人会員等を代理する権限

7. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、カード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとし、また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、およびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとし、

8. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとし、法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が第 6 項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。

#### 第 4 条の 2 （実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下、「実務担当者」という。）を選定する場合は、実務担当者が業務する主たる勤務地（以下、「実務担当箇所」という。）等その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとし、

2. 法人会員等は、業務受託者から実務担当者を選定することを希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとし、両社は当該届出を受けた場合、法人会員等と業務受託者の契約内容等を含め必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとし、

3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議ないものとし、また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとし、

#### 第 5 条 カード番号の機能

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・九州新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます（以下、「カード番号利用」という。）。会員は、カード番号利用による乗車券類の購入代金（以下、「カード番号利用代金」という。）を本規約に基づき、JCB に対して支払うものとし、

2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX 予約コーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとし、

3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

#### 第 5 条の 2 （WEB サービス等）

法人会員は、両社が認める場合、JCB が別に定めるところに従い、WEB サービス（「JCB 法人カードステーション」「JCB 法人カード WEB サービス」）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。法人会員は「JCB 法人カードステーション」に、入会時または入会后遅滞なく、JCB が別途定める規定に同意のうえ、登録するための JCB 所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとし、

#### 第 6 条 カード番号の有効期限

1. カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面その他の方法により通知します。

2. 両社は、基本カード番号については有効期限までに第 25 条第 1 項に定める退会の申し出のない場合、部署カード番号およびハウスカード番号については有効期限までに第 25 条第 5 項に定める部署カード番号もしくはハウスカード番号の利用の中止の申し出のない場合において、両社が審査のうえ引き続き認める場合は、有効期限を更新し新たなカード情報を法人会員に書面その他の方法により通知します。

3. 法人会員が、第 25 条第 1 項に定める退会の申し出により退会する場合、および法人会員の会員資格が、第 25 条第 2 項および第 25 条の 2 により喪失する場合は、基本カード番号が失効するとともに、部署カード番号およびハウスカード番号については、有効期限にかかわらず当然に失効するものとし、

#### 第 7 条 暗証番号

削除

#### 第 8 条 届出事項の変更と情報の共有

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、管理責任者取扱箇所、管理責任者取扱登録電話番号、事業内容、決算月、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者（届け出した場合）、所在地およびお支払い口座（第 19 条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、法人会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとし、また、会員は、JCB が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとし、

3. JR 東海または JCB に対して、本条第 1 項の変更の届出をした場合には、当該届出した情報について、両社の間で共有することに、法人会員は予め同意するものとし、

4. 本条第 1 項の変更の届出がないため、両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、本条第 1 項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとし、

## 第8条の2 (本人確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が JCB 所定の期間内に完了しない場合は、JCB は入会を断ることや、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

## 第9条 会員情報の収集等に関する同意

1. 法人会員等は、JCB が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JCB が本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、法人会員等と両社の契約内容に関する事項。

③会員のカード番号の利用内容、法人会員の支払い状況、会員からのお問合せ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において JCB が知り得た事項。

④法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等。

⑤犯罪収益移転防止法で定める本人確認書類等の記載事項。

⑥JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2) JCB がカード番号の発行のために、以下の会員情報を収集、利用すること。

・カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(3) JCB が以下の目的のために、本項(1)①②③④の会員情報を利用すること。また、JCB が以下①の目的で本項(2)の会員情報を利用すること。

①JCB が本規約に基づいて行う業務。

②JCB のクレジットカード事業その他の JCB の事業（JCB の定款記載の事業をいう。）における取引上の判断（法人会員等による JCB の提携会社および関係会社の国内および海外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカード取扱加盟店申込み審査を含む。）。

(4) JCB が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦および本項(2)の会員情報を当該業務委託先に預託すること。

(5) JCB が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、本項(1)①②③④の会員情報を利用すること。

2. 法人会員等は、JR 東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR 東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

②カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

③カード使用者の出張番号、メールアドレス等カード使用者がカード番号利用にあたって登録した事項。

④利用可能枠等、カード番号使用に必要な範囲で JCB より提供される法人会員と両社の契約内容に関する事項。

⑤会員のカード番号使用により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等、カード番号の利用内容。

(2) JR 東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR 東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

①JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

②JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。

③JR 東海の事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(3) JR 東海が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。

(4) エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）上において公表する会社（以下、「共同利用者」という。）が、同ホームページに掲げる目的で、本項(1)①②③④⑤のカード使用者の会員情報を、共同して利用すること。なお、本号に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有するものは JR 東海とし、問い合わせ窓口は本規約末尾に記載の JR 東海の相談窓口とします。

(5) 会員への割引等のサービス提供のため、JR 東海の提携する観光施設のうち、会員がサービスの利用を希望する施設に、本項(1)①②③④⑤のカード使用者の会員情報を提供すること。

3. 法人会員等は、本条第1項(2)(3)(4)、第2項(1)(2)(3)(4)(5)に定める事項および本項(1)(2)に定める事項、その他本規約等に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の会員情報の利用について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員等の責任においてカード使用者、管理責任者および実務担当者から同意を得るものとします。

(1) 本規約等に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を法人会員等が両社に対し提供すること。

(2) 本規約等に基づくカード番号の利用内容を JR 東海が法人会員に対して提供すること。

## 第10条 会員情報の開示、訂正、削除

1. 法人会員等は、JR 東海および JCB に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1) JR 東海への開示請求：本規約末尾に記載の JR 東海の相談窓口へ

(2) JCB に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ

2. 万一登録内容に不正確または誤りがあることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第11条 会員情報の取扱いに関する不同意

1. 両社は、法人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第9条ないし第12条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、両社はカード使用者が第9条ないし第12条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員等が、第9条第3項の定めに従って、カード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は自らの責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

3. 前項に関して両社がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員等はその損害を賠償するものとします。

## 第 12 条 契約不成立時および退会後の会員情報の利用

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第 9 条に定める目的（ただし、第 9 条第 2 項(2)③に定める営業案内を除く。）で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第 25 条および第 25 条の 2 に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 9 条に定める目的（ただし、第 9 条第 2 項(2)③に定める営業案内を除く。）ならびに開示請求等に必要の範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

## 第 13 条 標準期間

本規約においては、当月 1 日から当月末日までを「標準期間」といいます。

## 第 14 条 カード番号利用可能枠

1. JCB は、部署カード番号ごとにカード番号利用可能枠を審査のうえ決定し（以下、「カード番号利用可能枠（部署カード）」という。）、別途通知します。カード番号利用可能枠（部署カード）は、JCB が会員に発行しているハウスカード番号の数にかかわらず、部署カード番号単位で定めるものとします。
2. JCB は、カード番号利用可能枠（部署カード）とは別に、法人会員のすべてのカード使用者がカード番号を利用することができる合算額（すなわち、基本カード番号に紐付くすべてのハウスカード番号によりエクスプレス予約コーポレートサービスを利用できる合算額）として、基本カード番号に対してカード番号利用可能枠を審査のうえ、設定します。本項に基づき、基本カード番号に対して設定する利用可能枠を「カード番号利用可能枠（基本カード）」といいます。ただし、JCB は、JCB の判断により、カード番号利用可能枠（基本カード）を設定しない場合があります。
3. カード番号利用可能枠（部署カード）とカード番号利用可能枠（基本カード）を総称して、カード番号利用可能枠といいます。
4. JCB は、会員のカード番号利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえカード番号利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。
5. JCB は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード番号利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的にカード番号利用可能枠を増額する場合があります。この場合、JCB が設定した増額期間が経過することにより、JCB からの何らの通知なく、増額前のカード番号利用可能枠に戻ります。なお、JCB は法人会員からの申し出の都度、カード番号利用可能枠の一時的な増額を認めるか否かを審査します。

## 第 15 条 利用可能な金額

1. 各カード使用者は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。ただし、JCB がカード番号利用可能枠（基本カード）を設定していない場合には、(2)は適用されません。
  - (1) 当該カード使用者が利用しようとするハウスカード番号が紐付く部署カード番号にかかるカード番号利用可能枠（部署カード）から、当該部署カード番号に紐付くすべてのハウスカード番号を利用したカード番号利用の利用残高を差し引いた金額
  - (2) カード番号利用可能枠（基本カード）から、法人会員のすべてのカード使用者のカード番号利用の利用残高を差し引いた金額
2. 前項の利用残高とは、会員のカード番号利用に基づき JCB に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ JCB に対して支払いを済ませていない金額の合計額をいいます。
3. 法人会員は、会員がカード番号利用可能枠を超えてカード番号を利用した場合においても、当然にカード番号利用代金の全額を支払う義務を負うものとします。

## 第 16 条 カード番号の利用

1. エクスプレス予約コーポレートサービスにおける会員のカード番号利用に際しては、JCB の承認が必要となります。この場合、法人会員は、カード番号利用の都度、JCB に対して利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。
2. JCB は、法人会員がカード番号利用のあった日の属する月の翌々末日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）（以下、「約定支払日」という。）にカード番号利用代金を支払わなかった場合、法人会員の JCB に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカード番号の利用状況および法人会員の信用状況等により会員のカード番号利用が適当でないと判断した場合には、カード番号利用を断ることがあります。
3. 法人会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した商品、権利に関する紛議について、JR 東海との間で解決するものとし、法人会員は、当該紛議をもって、法人会員の JCB に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。また、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して JR 東海から購入した商品、権利について、JCB は責任を負いません。

## 第 17 条 立替払いの委託

会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号を利用したことにより、JCB に対して弁済委託を行ったこととなります。JCB は会員からの委託に基づき、法人会員の JR 東海に対する乗車券類の購入代金支払債務を、法人会員に代わって立替払いするものとし、会員はこれを予め異議なく承諾するものとします。なお、JR 東海への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

## 第 18 条 カード番号利用代金の支払区分

エクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金の支払区分は、「ショッピング 1 回払い」のみとします。

## 第 19 条 カード番号利用代金の支払

1. 法人会員は、標準期間において、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、当該カード番号利用代金を約定支払日に JCB 指定の銀行口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料は法人会員の負担とします。なお、予め JCB の承諾があった場合は、法人会員が届け出た金融機関預金口座等（法人会員名義の口座等を届け出るものとする。以下総称して「お支払口座」という。）からの口座振替（ただし、口座振替の場合の約定支払日は翌々月 10 日とします。以下、同じ。）の方法による支払いに替えることができます。ただし、事務上の都合により約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が JCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき JCB に支払うべき金額を超えて JCB に対する支払いをした場合、JCB は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、JCB は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から JCB が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。
2. JR 東海所定の方法により決定されたエクスプレス予約コーポレートサービスにおける還元は、JR 東海より受託した JCB が、JCB 所定の方法によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行うものとします。ただし JR 東海は、他の方法により還元を行うことがあります。

## 第20条 明細

JCBは、法人会員の約定支払額等（以下、「明細」という。）をJCB所定の時期に、法人会員にご利用代金明細書として、法人会員の届け出所在地への郵送その他JCB所定の方法により通知します。法人会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。

## 第21条 遅延損害金

法人会員が、カード番号利用代金を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づきJCBに対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年14.60%（年365日の日割計算。ただし、閏年の利率は年14.56%とする。）の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

## 第22条 支払金等の充当順序

法人会員のJCBに対する債務の支払額が本規約およびその他の契約に基づきJCBに対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、JCB所定の順序によりJCBが行うものとします。

## 第23条 JCBの債権譲渡の承諾

法人会員は、JCBが必要と認めた場合、JCBが法人会員に対して有するカード番号利用に係る債権をJCBが信託銀行等第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承認するものとします。

## 第24条 期限の利益の喪失

法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)ないし(5)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(6)ないし(8)においてはJCBの請求により、JCBに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 法人会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 法人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 法人会員が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 法人会員が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) EX予約コーポレート規約に基づきエクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。
- (6) (1)ないし(5)のほか法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときまたは生じるおそれがあるとJCBが判断したとき。
- (7) 会員が本規約等に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となるとき。
- (8) 第25条第2項(1)ないし(3)の事由に基づき法人会員が本規約に基づく会員資格を喪失したとき。

## 第25条 退会および会員資格の喪失等

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、JCBに対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づきJCBに対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。
2. 法人会員（(6)のときは、(6)に該当するカード使用者）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)および(5)においては当然に、(2)、(3)および(6)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカード番号を利用した場合にも支払義務を負うものとします。
  - (1) 法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2) 会員が本規約等に違反したとき。
  - (3) 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるとJCBまたはJR東海が判断したとき、もしくは換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないとJCBまたはJR東海が判断したとき。
  - (4) 両社が全てのカード番号について更新しないで、カード番号の有効期限が経過したとき。
  - (5) EX予約コーポレート規約に基づき、エクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。
  - (6) カード使用者が死亡したことを両社が知ったとき、または管理責任者からカード使用者が死亡した旨の連絡がJCBにあったとき。
3. 削除
4. 法人会員は、両社が第3条、第3条の2または第6条に基づき発行および通知したカード番号について、法人会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は法人会員が当該カード番号にかかるカード番号利用の中止の申し出を行ったものとして取り扱うことに同意します。この場合、JCBが法人会員に対し直接またはJR東海を通じてカード番号の失効を通知したときは、カード番号が失効するものとし、法人会員はこれに同意するものとします。
5. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者による部署カード番号またはハウスカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、エクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するとともに、部署カード番号またはハウスカード番号が失効するものとします。
6. 本条第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、JCBはJR東海にカード番号の無効を通知することができるものとします。
7. 両社は、本条第4項または第5項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード番号利用が適当でないと認めたときには、カード番号の利用を断ることができるものとします。

## 第25条の2 （営利目的等に対する会員資格の喪失等）

法人会員は、以下のいずれかに該当したとJR東海またはJCBが判断した場合、両社は入会を謝絶し、または何らの通知・催告をすることなく、カード番号利用を停止させること、または会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) カード番号利用の一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えてエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して乗車券類を購入したとき。
- (2) エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず営利目的のために、転売または換金行為を試み、もしくは実行したとき。

## 第26条 カード情報の不正利用

1. カード情報を紛失し、または盗難もしくは詐欺等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード情報を使用された場合、そ

のカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員がカード情報の紛失、盗難等の事実もしくはカード情報を他人に不正利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合は、可能な限り速やかに）JCB に JCB の所定の方法によりその事実を通知するとともに、JCB の請求により JCB 所定の紛失、盗難等届を JCB に提出した場合には、JCB は、法人会員に対して JCB が当該通知を受けた日の 60 日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 会員が第 3 条第 3 項または第 5 項に違反したとき。
- (2) 法人会員、もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等、その家族または同居人等法人会員の関係者（過去にこれらであった者を含む。）がカード番号を使用したとき。
- (3) 会員またはその代理人（会員が法人会員であるときはその理事、取締役または法人等の業務を執行するその他機関を含む。）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失・盗難等が生じたとき。
- (4) 前項に定める通知もしくは JCB 所定の紛失・盗難等届、または本項第 5 号に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれているとき、また重要事項を告知していなかったとき。
- (5) 会員が JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それに限らない。）に協力しなかったとき。
- (6) 削除
- (7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。
- (8) その他本規約等に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。

## 第 2 7 条 費用の負担

法人会員は、金融機関等にて振込により債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および JCB が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

## 第 2 8 条 合意管轄裁判所

会員は、本規約に関して、会員と両社、または両社のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず JCB または JR 東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第 2 9 条 準拠法

会員と両社、または両社のいずれかとの本規約等に関する準拠法は全て日本法とします。

## 第 3 0 条 本規約等の改定

1. 本規約等は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。
2. 両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約等を改定し（本規約等と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約等に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたとえ、会員に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。なお、本規約等と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。
3. 将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

## 第 3 1 条 誓約事項等

1. 法人会員等は、本契約締結時および将来にわたって、法人会員等、カード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方、管理責任者（契約事務責任者を含む。）、実務担当者ならびに EX 予約コーポレート規約第 16 条に定める利用者（エクスプレス予約コーポレートサービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者をいう。）（以下、本条においてこれらの者を総称して「会員等」という。）、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配もしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。
2. 両社は、法人会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. JCB は、法人会員等が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード番号の利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード番号の利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード番号利用を行うことができないものとします。また、法人会員等が本条第 1 項の規定に違反している場合には、第 24 条(7)に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。
4. 両社が、前二項の規定に基づいて、本契約の全部もしくは一部を解除、またはカード番号の利用を一時的に停止等した結果により、会員に損害が生じたとしても、両社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。
5. 両社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。

## 第 3 2 条 守秘義務

法人会員は、本規約等に定める事項のほか、エクスプレス予約コーポレートサービスに関して両社と個別に取り交わす取引条件等、営業上の機密事項についての一切を第三者に漏らさないものとします。また、両社において法人会員による第三者への当該情報漏洩が判明した場合は、その内容如何に関わらず、両社は法人会員に対し、当該漏洩により被った損害について、賠償の請求ができることとします。

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記

にご連絡ください。なお、JCB では会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス統括部 担当役員）を設置しております。

〈JCB ご相談窓口〉

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500

〈JR 東海ご相談窓口〉

東海旅客鉄道株式会社 エクスプレス予約カスタマーセンター 0120-417-419

〒108-8204 東京都港区港南二丁目 1-85 JR 東海品川ビル A 棟

改定日 令和 8 年 3 月 31 日

### （精算業務等の委託に関する特約）

本特約は、「エクスプレス・カード（E 予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める法人会員が株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）に対する債務の支払いに関する業務（以下、「精算業務」という。）等を JCB および東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」といい、JCB および JR 東海を総称して「両社」という。）が承認した第三者（以下、「業務受託者」という。）に委託する場合に適用されます。

#### 第 1 条（精算業務の委託）

1. 法人会員が、第三者にカード会員規約に係る精算業務の委託を希望する場合または委託先の変更を希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、申し込むものとします。
2. 両社は、前項の申し込みを受けた場合で相当と判断したときは、法人会員の精算業務を業務受託者に委託することを承諾するものとし、これを以て法人会員は精算業務の委託を開始または変更するものとします。
3. 前項により法人会員が精算業務を業務受託者に委託を開始または変更した以降、両社が、カード会員規約第 19 条および第 20 条に定めるカード番号利用代金の受領、ご利用代金明細書の通知およびこれに対する異議その他のカード会員規約に定める法人会員とのやり取りを、業務受託者との間でしたときは、法人会員と当該やり取りをしたものとみなします。

#### 第 2 条（会員情報の取扱）

1. 法人会員は、本項（1）（2）に定める会員情報の利用について、法人会員等の責任において、カード会員規約に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。
  - （1）カード会員規約および本特約に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を業務受託者が両社に提供すること。
  - （2）カード会員規約および本特約に基づきカード番号の利用内容を両社が業務受託者に提供すること。
2. 法人会員が前項の定めに従ってカード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。
3. 前項に関して、両社がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとします。

#### 第 3 条（連帯責任）

法人会員は、業務受託者の精算業務に関する一切の行為について、両社に対して連帯して責任を負うものとします。

#### 第 4 条（管理責任者）

削除

#### 第 4 条の 2（実務担当者）

削除

#### 第 5 条（合意管轄裁判所）

法人会員は、本特約に関して、法人会員と両社、または JCB、もしくは JR 東海のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず JCB または JR 東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第 6 条（準拠法）

本特約は日本法を準拠法とするものとします。

#### 第 7 条（本特約の改定）

削除

#### 第 8 条（本特約の失効）

カード会員規約第 25 条および第 25 条の 2 に基づき法人会員が退会または会員資格を喪失した場合、本特約は失効するものとします。

#### 第 9 条（残存効）

法人会員の業務受託者への精算業務の委託が終了した後も、本特約第 2 条第 2 項および第 3 項、第 3 条ないし第 6 条ならびに本条は、なお効力を有するものとします。

#### 第 10 条（支払いの相殺）

法人会員において JCB に対し支払うべき残債務が存在している場合、業務受託者からの JCB への支払いを、如何なる場合でも当該法人会員から JCB への支払いとみなし、JCB の残債務に充当できるものとします。

改定日 令和 2 年 9 月 1 日

## JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項（ハウス会員用）

### 第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の利用開始にあたって、予約・申込サイト上で会員登録を行う会員規約（※1）で定める法人会員またはカード使用者（以下、総称して「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

（1）本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等

（2）クレジットカード申込または本サービスの申込にあたり、クレジットカード会社（※2）が法人会員から取得し、当社に提供した情報（これらの変更や退会情報を含みます。）

※当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します（ただしE予約専用会員・E予約専用ライト会員は除く）。

（3）当社が会員との取引により得た乗車券類等の商品及び関連するサービスの購入・利用履歴等の情報

2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社（※2）に提供する場合があることに同意します。

### 第2条（当社による個人情報の利用等）

1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。

（1）会員との商品及び関連するサービス等の取引又は提供のため

（2）営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため

（3）販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利用するため

2. 個人情報の収集及び前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報を預託します。

### 第3条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第1条第1項に記載の個人情報を、第2条第1項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。

・当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）並びに西日本旅客鉄道株式会社とその子会社及び九州旅客鉄道株式会社とその子会社

### 第4条（当社からの個人情報の第三者提供及びその利用）

1. 会員は、第2条第1項第1号に記載の目的のため、当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供することに同意します。

2. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（5）学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）

（6）クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知及び防止のために、会員が利用されているクレジットカード会社（※2）及び本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

### 第5条（当社からの個人情報の提供中止の申出）

会員は、第4条第1項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口に応じ、申し出るものとします。

### 第6条（当社による保有個人データの開示等の請求等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。

2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。

〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85 JR 東海品川ビルA棟

東海旅客鉄道株式会社エクスプレス予約カスタマーセンター

3. 万一当社が保有する個人情報ที่ไม่正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

改正日 令和8年8月25日

（※1）・（※2）は、エクスプレス・カードの会員モデルごと以下に読み替えるものとします。

| 会員モデル                         | （※1）会員規約                        | （※2）クレジットカード会社 |
|-------------------------------|---------------------------------|----------------|
| E予約専用会員                       | エクスプレス・カード<br>（E予約専用）会員規約       | 株式会社ジェーシービー    |
| E予約専用ライト会員                    | エクスプレス・カード<br>（E予約専用ライト）会員規約    |                |
| JR 東海エクスプレス・カード<br>（コーポレート）会員 | JR 東海エクスプレス・カード<br>（コーポレート）会員規約 | 三井住友カード株式会社    |

## エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約

### 第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定めるものとします。なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知する義務を負い、法人会員およびカード使用者は本規約を承認し遵守するものとします。
2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社HP」という。）等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとします。

### 第2条（本サービスの利用および利用資格）

1. カード会員規約で定める管理責任者（以下、本規約においてはカード会員規約に定める「契約事務責任者」を含む。）および実務担当者（以下、総称して「管理責任者等」という。）は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を識別するために、基本カード番号のほか当社が別に定める情報や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。
2. カード使用者は、前項による基本カード番号の登録手続完了後、本サービスの利用開始にあたって、当社がカード使用者を識別するためにカード使用者ごとに付与した会員ID番号（以下、「会員ID」という。）を管理責任者等より受領し、その他の当社が別に定める情報（以下、前項の管理責任者等が登録手続した情報を含め「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。
3. 当社は、法人会員がカード会員規約に定めるカード番号利用代金額が、法人会員で1年あたり500万円を下回った場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができるものとします。
4. 当社は、法人会員、カード使用者、管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定めに違反した場合（本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む）
  - (2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合
  - (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合
  - (4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合
  - (5) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の変更等により、当社からの連絡がとれなくなった場合
  - (6) 第22条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき
  - (7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要があります。

### 第3条（会員情報の修正）

カード使用者または管理責任者等（以下、総称して「カード使用者等」という。）は、当社がカード使用者等に通知する際に使用する会員情報の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下、「購入等」という。）の受付期間、受付時間等は、当社が別に定めるところによるものとします。

### 第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、会員IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込をするものとします。

### 第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は申込操作完了後の申込サイトへの表示、またはカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、登録された電子メールアドレスのメールサーバに通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。
4. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社からの回答が通知されない場合、JR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。
5. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。
6. 当社は、運行不能その他の事由によりカード使用者に対して返金を行う場合において、返金処理の誤り等により返金額に過不足が生じたとき、カード使用者のカード番号に対し必要な精算処理を行うことがあります。特に、返金額が過剰となった場合や誤って返金した場合は、正当な返金額との差額または誤って返金した金額と同額をカード使用者のカード番号に別途請求することがあります。したがって、本項に定める精算処理により、法人会員およびカード使用者のカード番号利用可能枠に影響を与える場合があります。

#### 第7条（カード使用者等の問い合わせ窓口）

1. カード使用者等から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし問合せ方法等は、当社 HP 上に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者等からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、カード使用者等が判断した行動の結果、カード使用者等が被害を受けることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
4. カスタマーセンターでは、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとします。

#### 第8条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。
2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または「JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用）」（以下、「IC 規約（E 予約専用）」という。）第4条に定める IC カードによる乗車または払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第9条（発売開始日前のサービス）

1. 本サービスの乗車券類は、一部列車の普通車自由席および当社が別に定める商品を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の当日の7時30分までにおいて購入の申込等（以下、「1年前予約」）を行うことができます。ただし、購入の申込時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。
2. カード使用者が1年前予約の申込をした時点でカード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. 当社は、カード使用者が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、申込内容に則った列車・座席手配等の手続きを行い、手配の結果をカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により通知します。なお当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、購入の申込時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。またこの場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. カード使用者は、発売開始日当日中に当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

#### 第9条の2（夜間の予約サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、購入の申込（以下、「夜間予約」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。
2. 当社は、カード使用者の申込内容に則った列車手配等の手続きを行い、第6条に定める方法により手配の結果を通知し、決済手続きが行われるものとします。
3. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める  
本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、カード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知等をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. カード使用者は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

#### 第10条（受取）

1. カード使用者は、IC 規約（E 予約専用）で定める駅において IC カードによる入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。
  2. カード使用者が前項の受取を行う際には、IC 規約（E 予約専用）の定めにより当社が貸与するカード使用者の EX-IC カードまたは本サービスで乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QR コード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワード（※当社 HP 上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができます。
- ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条に定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。
  4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとします。
    - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類について、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
    - (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類について、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
  5. 前項による払戻は、カード使用者のカード番号により決済を行います。なお、第6条に関わらず会員への通知は行いません。
  6. 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第8条第2項により

保管している乗車券類が存在する場合、原則として当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなすものとみなします。

#### 第10条の2（受取後の乗車券類の扱い）

1. 前条第1項により受取した後の乗車券類の変更、払戻については、インターネットによる変更、払戻はできないものとします。
2. 受取後の乗車券類についても、第8条に定める通り、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第11条（還元）

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがあります。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとします。
2. 法人会員のカード会員規約第3条に反するカード番号利用、またはカード会員規約第25条の2に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止するものとします。また、当社が法人会員に対し、当該の不適正な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとします。

#### 第12条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下、「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社HP上または申込サイト上への掲示等で案内します。
2. 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、当社もしくは指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

#### 第13条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。
  - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間等
  - (2) 第5条の申込方法
  - (3) カスタマーセンターの問合せ方法等
  - (4) 第9条および第9条の2の申込方法等
  - (5) 第10条の受取窓口、受取方法、受取期間
  - (6) 付帯サービスの内容
  - (7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができます。
  - (1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合
  - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合
  - (3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
3. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ法人会員またはカード使用者等に事前により通知するものとします。ただし、当社が、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、当社の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると当社が判断した場合には、当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。

#### 第14条（会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た法人会員、カード使用者等に関する情報についての取扱いは、カード会員規約および「JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項（ハウス会員用）」によるものとします。

#### 第15条（法人会員およびカード使用者等の義務）

1. カード使用者等は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 法人会員は、会員IDおよびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者等以外の者に利用、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 法人会員およびカード使用者等は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

#### 第16条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員またはカード使用者等は、自らの行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者（以下、「利用者」という。）が行った一切の行為・結果、並びに会員IDおよびパスワードによりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。
  - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (2) 会員ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (3) 当社が、第2条の登録手続に対して承認をしないことまたはカード使用者等の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益

- (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (6) カスタマーセンターの問合せ方法等の変更により法人会員、カード使用者等または第三者の被った不利益
  - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (9) 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者等に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (11) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (12) クレジットカード会社または通信会社等のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (13) 法人会員またはカード使用者等がカード会員規約、本規約、IC 規約（E 予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定め違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者等が行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (14) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
3. 法人会員またはカード使用者等が、本規約、IC 規約（E 予約専用）および当社の定める運送約款および法令の定め違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 17 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード使用者等への本サービスの運営および内容に関する通知は、本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。
2. 前項の通知内容を反映した本サービスを法人会員またはカード使用者等が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者等が承諾したものとみなします。

#### 第 18 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者等はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

#### 第 19 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

#### 第 20 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第 21 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 法人会員、カード使用者等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) 前各号の共生者
  - (7) その他前各号に準ずる者
2. 法人会員、カード使用者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第 23 条（本規約の改定）

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者等と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者等の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者等への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者等に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員及びカード使用者等に対して改定の都度、当社 HP 上等で公表するものとします。

改定日 令和8年8月25日

### (約定支払日の取扱いに関する特約)

本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めるものです。

#### 第1条（総則）

1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用）」という。）およびJR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）（以下、「IC規約（E予約専用）」という。）の特約とします。
2. 本特約は「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用されます。
3. EX予約コーポレート規約（E予約専用）およびIC規約（E予約専用）と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に本特約を周知する義務を負います。

#### 第2条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、EX予約コーポレート規約（E予約専用）、IC規約（E予約専用）に定めるところによるものとします。

#### 第3条（本特約の変更）

削除

#### 第4条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

- (1) カード使用者がIC規約（E予約専用）で定めるEX-ICサービス（以下、「EX-ICサービス」という。）を利用する場合、カード使用者がIC規約（E予約専用）で定めるICカード（以下、「ICカード」という。）により駅に入場した時点。
- (2) カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合またはEX-ICサービスを利用する場合であってICカードによりIC自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取る場合は、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。
- (3) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がEX予約コーポレート規約（E予約専用）第8条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。
- (4) 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社がIC規約（E予約専用）第8条により、カード使用者と当社との間で締結したEX-IC運送契約が存在する場合、当該時点。

#### 第5条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、EX予約コーポレート規約（E予約専用）およびIC規約（E予約専用）に定める通りとします。

#### 第6条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

1. カード使用者がEX-ICサービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合またはEX予約コーポレート規約（E予約専用）第10条第3項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。
2. カード使用者がEX-ICサービスを利用する場合、EX-IC運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までには駅に入場しなかった場合、当該日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなされます。

#### 第7条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和8年8月25日

## JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するEX-ICサービス等について定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約」（以下、「EX予約コーポレート規約（E予約専用）」という。）の附則とし、EX予約コーポレート規約（E予約専用）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「エクスプレス・カード（E予約専用）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負います。

#### 第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
  - (1) 「EX-ICカード」とは、当社が法人会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます。※ただし当社は、当社エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社HP」という。）上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-ICカードを貸与しません。

- (2)「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
- (3)「記名式 EX-IC カード」とは、カード使用者名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
- (4)「非記名式 EX-IC カード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
- (5)「交通系 IC カード」とは、当社 HP 上に掲載する IC カード乗車券等をいいます。
- (6)「当社指定路線」とは、第 4 条に定める EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
- (7)「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 2 条の定めにより登録した事項（EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。
- (8)「EX 予約サービスきっぷ」とは、第 4 条で定める EX-IC 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX-IC 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。
2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約及び EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）に定めるところによるものとします。

### 第 3 条（本規約の変更）

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社 HP 上等で公表するものとします。

## 第 2 章 EX-IC サービス

### 第 4 条（EX-IC サービス）

1. EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カードまたは交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」という。）が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード使用者もしくは第 18 条で定める利用者にとって不利になる場合があります。なお、利用者は、特に定めのない限り、カード使用者に含むものとします。
- ※ただし当社 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。
2. 法人会員、カード使用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用）第 10 条に定める受取窓口において EX サービスきっぷを受け取って乗車するものとします。
3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは EX サービスきっぷのみで通過することはできません。

### 第 5 条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める EX サービス運送約款によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

### 第 6 条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP 上により周知するものとします。
2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受付期間、受取時間および取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

### 第 7 条（申込）

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

### 第 8 条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス（以下、単に「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第 3 条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP 上により周知するものとします。
5. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約が成立するものとします。また、変更、解約の承諾の通知は、変更、解約の操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、第 4 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約を解約します。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他

当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。

10. EX サービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に当該のハウスカード番号によって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

#### 第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

### 第3章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

#### 第10条（本サービスの変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1) システム等の保守、点検を行う場合。

(2) システム等に障害が発生した場合。

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。

(4) その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を終了させることができるものとします。

5. 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第11条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービスの内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地等への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第12条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第4章 EX-IC カード

#### 第13条（EX-IC カードの発行及び効力）

1. 当社は、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。

※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていないカード使用者については本章に関する内容は適用しないものとします。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。

4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

5. 記名式 EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。

6. 非記名式 EX-IC カードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者（以下、「カード指定者」という。）に使用させることができます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。

7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否にかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります（この機能を付加したカードを以下、「在来線 IC

機能つき EX-IC カード」という。)。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いおよび在来線 IC 機能つき EX-IC カードに関する取り扱い等は、別に定めます。

#### 第 14 条 (EX-IC カードの有効期限及び更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

#### 第 15 条 (EX-IC カードの返却等)

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービスの提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、EX 予約サービスきっぷの取扱いについても準用します。
  - (1) 本規約に違反した場合
  - (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合
  - (3) 記名式 EX-IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
  - (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
  - (5) 転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合
  - (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
  - (7) 法人会員が、株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
  - (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める EX サービス運送約款または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
  - (9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
  - (10) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
  - (11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員またはカード使用者は、法人会員またはカード使用者でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 16 条 (EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。  
※ただし当社 HP 上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
  - (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
  - (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
  - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
  - (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
  - (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合
  - (6) 前項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合
3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. カード会員規約第 3 条に定めるカード情報（以下、「カード情報」という。）を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下、「紛失・盗難等」という。）されたことにより、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の支払債務の免除については、カード会員規約第 26 条によります。
5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC カードを紛失・盗難等された場合であっても、カード情報について紛失・盗難等の事実がなければ、カード会員規約第 26 条に定める支払債務の免除は受けられません。

#### 第 17 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線 IC 機能つき EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。  
※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、在来線 IC 機能つき EX-IC カードは再発行をしません。また当社は、第 4 条で定める入出場および在来線での利用を含め、在来線 IC 機能つき EX-IC カード一切のサービスを停止できるものとします。
2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。  
※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。
4. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
5. 法人会員は、第 1 項または第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハ

ウスカード番号等により決済するものとします。

## 第5章 交通系 IC カード

### 第18条（交通系 IC カード）

1. カード使用者またはカード使用者が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者（以下、「利用者」という。）が EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします（以下、カード使用者が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」という。）。ただし、交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。
2. カード使用者は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。
3. カード使用者および利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、指定交通系 IC カードで当社が別に定める駅において入出場するときは、常に指定交通系 IC カードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の求めにより、指定交通系 IC カードを速やかに呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。
5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

### 第19条（交通系 IC カードの登録取消）

1. カード使用者または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 IC カード登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 第15条第1項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
  - (2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
  - (3) 交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
  - (4) 転売、換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
  - (5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
  - (6) カード使用者が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
  - (7) カード使用者が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合
  - (8) その他、カード使用者の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合
2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録または指定した交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

### 第20条（交通系 IC カードの変更等）

1. カード使用者が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。
2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

## 第6章 その他

### 第21条（当社の免責事項）

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (3) EX-IC カード、本サービスの案内冊子および当社 HP 上等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (5) 当社が第16条第1項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (6) 交通系 IC カードのメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

### 第22条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

### 第23条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

### 第24条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和8年8月25日



## エクスプレス・カード（E 予約専用ライト）会員規約

### 第1条 法人会員とカード使用者等

1. 本規約および本規約の一部を構成するものとして東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用ライト）規約」（その付則および特約を含む。）（以下、「EX 予約コーポレート規約」という。また、本規約と EX 予約コーポレート規約を総称して「本規約等」といい、本規約等に基づき提供するサービスを単に「エクスプレス予約コーポレートサービス」という。）を承認のうえ、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）および JR 東海（以下、JR 東海と JCB を総称して「両社」という。）所定の入会申込書等によって、本規約等を承認のうえ、両社が提携して発行するエクスプレス・カード（E 予約専用ライト）への入会の申し込みをした官公庁、会社、社団、財団もしくはその他の団体（以下、総称して「法人等」という。）で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を「法人会員」といいます。
2. 法人会員が予めエクスプレス・カード（E 予約専用ライト）の使用者として指定し、両社所定の方法により申請し、両社が承認した法人会員の役員、社員、従業員等を「カード使用者」といいます。なお、カード使用者は、両社が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位（以下、「部署」という。）のほか、法人会員のグループ会社等ならびにその部署、役員、社員および従業員等その他の者が含まれます。
3. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってエクスプレス・カード（E 予約専用ライト）を利用する一切の権限（以下、「本代理権」という。）を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、両社所定の方法により、カード使用者によるエクスプレス・カード（E 予約専用ライト）の利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 法人会員とカード使用者を併せて「会員」といいます。
5. 本代理権の授受に基づき、カード使用者によるエクスプレス・カード（E 予約専用ライト）利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。また、法人会員はカード使用者のエクスプレス・カード（E 予約専用ライト）利用に関する一切の責任を負うものとします。
6. 法人会員と両社との本規約等を内容とする契約（以下、「本契約」という。）は、両社が入会を承認したときに成立します。

### 第2条 本規約等の遵守

1. 法人会員は、本規約等を遵守するものとします。
2. 法人会員は自ら本規約等を遵守するほか、カード使用者に対し本規約等を周知し、カード使用者をして本規約等を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約等に違反した場合には、両社に対し、一切の責任を負うものとします。

### 第3条 カード番号の発行およびカード情報の管理

1. 両社は、エクスプレス・カード（E 予約専用ライト）について、法人会員用の基本カード番号と、基本カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるカード使用者用の部署カード番号および部署カード番号 1 つにつき 1 つまたは複数発行されるハウスカード番号（以下、基本カード番号、部署カード番号およびハウスカード番号を総称して「カード番号」という。）を発行します。両社は、法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、JCB がカード番号を発行するものとします。
2. JCB は、カード番号の発行に際し、物理的なカードを発行しないものとします。
3. ハウスカード番号には、両社が、カード使用者ごとに発行する個人名発行形式（以下、「個人名カード番号」という。）と部署ごとに発行する部署名発行形式（以下、「共有カード番号」という。）があります。個人名カード番号は、両社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができ、共有カード番号は両社に申請のうえ承認された部署に所属する法人会員が指定したカード使用者のみが使用することができます。
4. 両社は、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下、「カード情報」という。）を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。
5. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、カード情報を貸与、預託、譲渡、担保提供もしくは使用させることを一切してはなりません。

### 第3条の2 （カード情報の再発行）

1. 両社は、カード情報の消失、不正取得、改変、漏洩等の理由により法人会員が申請し、両社が審査のうえ承認した場合、カード番号を変更し、再発行します。再発行したカード情報は、書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。
2. 両社は、JCB におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、法人会員は予めこれを承認します。
3. 前 2 項によるカード番号の変更によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおける乗車券類の受取不能その他の会員に生じた不利益ないし損害について、両社は一切責任を負わないものとします。

### 第4条 管理責任者

1. 会員またはカード番号利用に関する諸手続および会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から本条第 6 項に定める権限を付与されるものとします。
2. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者の氏名、E メールアドレス、管理責任者が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）その他両社所定の事項を両社に届け出るものとします。
3. 本条第 1 項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等が JCB に対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た者（以下、「業務受託者」という。）から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者（以下、「契約事務責任者」という。）を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。なお、本規約（本条第 1 項、第 2 項、本項および第 5 項を除く。）ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。
4. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性、必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。
5. 契約事務責任者は、管理責任者の指揮監督のもとで、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者・契約事務責任者の登録および変更、退会手続、ならびにその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。
6. 管理責任者は、以下の(1)から(7)の権限（管理責任者が JCB が提供する WEB サービスである「JCB 法人カードステーション」を使用する方法によ

るものを含む。また、JCB 法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。) および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め包括的に認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について、法人会員等の行った行為とみなされることについて異議ないものとし、管理責任者の行為について、一切の責任を負うものとします。

(1)カード使用者の追加にかかる入会申込手続(カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。)および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限。なお、カード使用者の申請を希望する場合、JCB が別に定める法人 WEB 手続きサービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得るものとします。ただし、両社が特に認める場合には、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行うことができるものとします。

(2)JR 東海または JCB から法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員から JR 東海または JCB に対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、JR 東海および JCB 間の連絡または調整等を行う権限

(3)JCB 法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限

(4)利用可能枠の増枠申請権限

(5)カード番号利用に関する明細(第 20 条に定めるものをいう。)、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード番号利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限

(6)前号のほか、両社所定の事項に関して法人会員等を代理する権限

(7)前各号に関連する事項に関して法人会員等を代理する権限

7.管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、カード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、およびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

8.管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が第 6 項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。

## 第 5 条 実務担当者

1.法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者(以下、「実務担当者」という。)を選定する場合は、実務担当者が業務する主たる勤務地(以下、「実務担当箇所」という。)等その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。

2.法人会員等は、業務受託者から実務担当者を選定することを希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。両社は当該届出を受けた場合、法人会員等と業務受託者の契約内容等を含め必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

3.法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議ないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

## 第 6 条 カード番号の機能

1.会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・九州新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます(以下、「カード番号利用」という。)。会員は、カード番号利用による乗車券類の購入代金(以下、「カード番号利用代金」という。)を本規約に基づき、JCB に対して支払うものとします。

2.会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EX 予約コーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとします。

3.会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

### 第 6 条の 2 (WEB サービス等)

法人会員は、両社が認める場合、JCB が別に定めるところに従い、WEB サービス(「JCB 法人カードステーション」「JCB 法人カード WEB サービス」)の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。法人会員は「JCB 法人カードステーション」に、入会時または入会后遅滞なく、JCB が別途定める規定に同意のうえ、登録するための JCB 所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。

## 第 7 条 カード番号の有効期限

1.カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面その他の方法により通知します。

2.両社は、基本カード番号については有効期限までに第 25 条第 1 項に定める退会の申し出のない場合、部署カード番号およびハウスカード番号については有効期限までに第 25 条第 5 項に定める部署カード番号もしくはハウスカード番号の利用の中止の申し出のない場合において、両社が審査のうえ引き続き認める場合は、有効期限を更新し新たなカード情報を法人会員に書面その他の方法により通知します。

3.法人会員が、第 25 条第 1 項に定める退会の申し出により退会する場合、および法人会員の会員資格が、第 25 条第 2 項および第 25 条の 2 により喪失する場合は、基本カード番号が失効するとともに、部署カード番号およびハウスカード番号については、有効期限にかかわらず当然に失効するものとします。

## 第 8 条 届出事項の変更と情報の共有

1.法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、管理責任者取扱箇所、管理責任者取扱登録電話番号、事業内容、決算月、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者(届け出した場合)、所在地およびお支払い口座(第 19 条に定めるものをいう。)等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等(以下、「届出事項」という。)について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、法人会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、JCB が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

3.JR 東海または JCB に対して、本条第 1 項の変更の届出をした場合には、当該届出した情報について、両社の間で共有することに、法人会員は予め同意するものとします。

4.本条第 1 項の変更の届出がないため、両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、本条第 1 項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

### 第 8 条の 2 (本人確認)

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が JCB 所定の期間内に完了しない場合は、JCB は入会を断ることや、カード番号の利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

#### 第 9 条 会員情報の収集等に関する同意

1. 法人会員等は、JCB が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JCB が本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、カード番号の利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、法人会員等と両社の契約内容に関する事項。

③会員のカード番号の利用内容、法人会員の支払い状況、会員からのお問合せ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において JCB が知り得た事項。

④法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等。

⑤犯罪収益移転防止法で定める本人確認書類等の記載事項。

⑥JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2) JCB がカード番号の発行のために、以下の会員情報を収集、利用すること。

・カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

(3) JCB が以下の目的のために、本項(1)①②③④の会員情報を利用すること。また、JCB が以下①の目的で本項(2)の会員情報を利用すること。

①JCB が本規約に基づいて行う業務。

②JCB のクレジットカード事業その他の JCB の事業（JCB の定款記載の事業をいう。）における取引上の判断（法人会員等による JCB の提携会社および関係会社の国内および海外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカード取扱加盟店申込み審査を含む。）

(4) JCB が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦および本項(2)の会員情報を当該業務委託先に預託すること。

(5) JCB が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、本項(1)①②③④の会員情報を利用すること。

2. 法人会員等は、JR 東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR 東海が本規約に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

②カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

③カード使用者の出張番号、メールアドレス等カード使用者がカード番号利用にあたって登録した事項。

④利用可能枠等、カード番号使用に必要な範囲で JCB より提供される法人会員と両社の契約内容に関する事項。

⑤会員のカード番号使用により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等、カード番号の利用内容。

(2) JR 東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、法人会員等が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR 東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします（なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

①JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

②JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。

③JR 東海の事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(3) JR 東海が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。

(4) エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）上において公表する会社（以下、「共同利用者」という。）が、同ホームページに掲げる目的で、本項(1)①②③④⑤のカード使用者の会員情報を、共同して利用すること。なお、本号に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有するものは JR 東海とし、問い合わせ窓口は本規約末尾に記載の JR 東海の相談窓口とします。

(5) 会員への割引等のサービス提供のため、JR 東海の提携する観光施設のうち、会員がサービスの利用を希望する施設に、本項(1)①②③④⑤のカード使用者の会員情報を提供すること。

3. 法人会員等は、本条第 1 項(2)(3)(4)、第 2 項(1)(2)(3)(4)(5)に定める事項および本項(1)(2)に定める事項、その他本規約等に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の会員情報の利用について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員等の責任においてカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。

(1) 本規約等に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を法人会員等が両社に対し提供すること。

(2) 本規約等に基づくカード番号の利用内容を JR 東海が法人会員に対して提供すること。

#### 第 10 条 会員情報の開示、訂正、削除

1. 法人会員等は、JR 東海および JCB に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1) JR 東海への開示請求：本規約末尾に記載の JR 東海の相談窓口へ

(2) JCB に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ

2. 万一登録内容に不正確または誤りがあることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第 11 条 会員情報の取扱いに関する不同意

1. 両社は、法人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第 9 条ないし第 12 条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、両社はカード使用者が第 9 条ないし第 12 条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員等が、第 9 条第 3 項の定めに従って、カード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は自らの責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

3. 前項に関して両社がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員等はその損害を賠償するものとします。

#### 第 12 条 契約不成立時および退会後の会員情報の利用

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第 9 条に定める目的（ただし、第 9 条第 2 項

(2)③に定める営業案内を除く。)で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 第 25 条および第 25 条の 2 に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 9 条に定める目的（ただし、第 9 条第 2 項(2)③に定める営業案内を除く。）ならびに開示請求等に必要の範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

### 第 13 条 標準期間

本規約においては、当月 1 日から当月末日までを「標準期間」といいます。

### 第 14 条 カード番号利用可能枠

1. JCB は、部署カード番号ごとにカード番号利用可能枠を審査のうえ決定し（以下、「カード番号利用可能枠（部署カード）」という。）、別途通知します。カード番号利用可能枠（部署カード）は、JCB が会員に発行しているハウスカード番号の数にかかわらず、部署カード番号単位で定めるものとします。

2. JCB は、カード番号利用可能枠（部署カード）とは別に、法人会員のすべてのカード使用者がカード番号を利用することができる合算額（すなわち、基本カード番号に紐付くすべてのハウスカード番号によりエクスプレス予約コーポレートサービスを利用できる合算額）として、基本カード番号に対してカード番号利用可能枠を審査のうえ、設定します。本項に基づき、基本カード番号に対して設定する利用可能枠を「カード番号利用可能枠（基本カード）」といいます。ただし、JCB は、JCB の判断により、カード番号利用可能枠（基本カード）を設定しない場合があります。

3. カード番号利用可能枠（部署カード）とカード番号利用可能枠（基本カード）を総称して、カード番号利用可能枠といいます。

4. JCB は、会員のカード番号利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえカード番号利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。

5. JCB は、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード番号利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的にカード番号利用可能枠を増額する場合があります。この場合、JCB が設定した増額期間が経過することにより、JCB からの何らの通知なく、増額前のカード番号利用可能枠に戻ります。なお、JCB は法人会員からの申し出の都度、カード番号利用可能枠の一時的な増額を認めるか否かを審査します。

### 第 15 条 利用可能な金額

1. 各カード使用者は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。ただし、JCB がカード番号利用可能枠（基本カード）を設定していない場合には、(2)は適用されません。

(1)当該カード使用者が利用しようとするハウスカード番号が紐付く部署カード番号にかかるカード番号利用可能枠（部署カード）から、当該部署カード番号に紐付くすべてのハウスカード番号を利用したカード番号利用の利用残高を差し引いた金額

(2)カード番号利用可能枠（基本カード）から、法人会員のすべてのカード使用者のカード番号利用の利用残高を差し引いた金額

2. 前項の利用残高とは、会員のカード番号利用に基づき JCB に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ JCB に対して支払いを済ませていない金額の合計額をいいます。

3. 法人会員は、会員がカード番号利用可能枠を超えてカード番号を利用した場合においても、当然にカード番号利用代金の全額を支払う義務を負うものとします。

### 第 16 条 カード番号の利用

1. エクスプレス予約コーポレートサービスにおける会員のカード番号利用に際しては、JCB の承認が必要となります。この場合、法人会員は、カード番号利用の都度、JCB に対して利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。

2. JCB は、法人会員が第 19 条第 1 項に定める約定支払日にカード番号利用代金を支払わなかった場合、法人会員の JCB に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカード番号の利用状況および法人会員の信用状況等により会員のカード番号利用が適当でないと判断した場合には、カード番号利用を断ることがあります。

3. 法人会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した商品、権利に関する紛議について、JR 東海との間で解決するものとし、法人会員は、当該紛議をもって、法人会員の JCB に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。また、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して JR 東海から購入した商品、権利について、JCB は責任を負いません。

### 第 17 条 立替払いの委託

会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号を利用したことにより、JCB に対して弁済委託を行ったこととなります。JCB は会員からの委託に基づき、法人会員の JR 東海に対する乗車券類の購入代金支払債務を、法人会員に代わって立替払いするものとし、会員はこれを予め異議なく承諾するものとします。なお、JR 東海への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

### 第 18 条 カード番号利用代金の支払区分

エクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金の支払区分は、「ショッピング 1 回払い」のみとします。

### 第 19 条 カード番号利用代金の支払

1. 法人会員は、標準期間において、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、標準期間満了日が属する月の翌々月 10 日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）（以下「約定支払日」という。）に、法人会員が届け出た金融機関預金口座等（法人会員名義の口座等を届け出るものとする。以下総称して「お支払口座」という。）からの口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、約定支払日に口座振替ができなかったなどの理由により、法人会員が JCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき JCB に支払うべき金額を超えて JCB に対する支払いをした場合、JCB は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、JCB は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から JCB が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

2. JR 東海所定の方法により決定されたエクスプレス予約コーポレートサービスにおける還元は、JR 東海より受託した JCB が、JCB 所定の方法によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行うものとします。ただし JR 東海は、他の方法により還元を行うことがあります。

### 第 20 条 明細

JCB は、法人会員の約定支払額等（以下、「明細」という。）を JCB 所定の時期に、法人会員にご利用代金明細書として、法人会員の届け出所在地へ

の郵送その他 JCB 所定の方法により通知します。法人会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後 1 週間以内に申し出るものとします。

## 第 2 1 条 遅延損害金

法人会員が、カード番号利用代金を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき JCB に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年 14.60%（年 365 日の日割計算。ただし、閏年の利率は年 14.56%とする。）の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

## 第 2 2 条 支払金等の充当順序

法人会員の JCB に対する債務の支払額が本規約およびその他の契約に基づき JCB に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、JCB 所定の順序により JCB が行うものとします。

## 第 2 3 条 JCB の債権譲渡の承諾

法人会員は、JCB が必要と認めた場合、JCB が法人会員に対して有するカード番号利用に係る債権を JCB が信託銀行等第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承認するものとします。

## 第 2 4 条 期限の利益の喪失

法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)ないし(5)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(6)ないし(8)においては JCB の請求により、JCB に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 法人会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 法人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 法人会員が差押、仮差押、仮処分の中立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 法人会員が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの中立てを受けたとき、または自らこれらの中立てをしたとき。
- (5) EX 予約コーポレート規約に基づきエクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。
- (6) (1)ないし(5)のほか法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときまたは生じるおそれがあると JCB が判断したとき。
- (7) 会員が本規約等に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となるとき。
- (8) 第 25 条第 2 項(1)ないし(3)の事由に基づき法人会員が本規約に基づく会員資格を喪失したとき。

## 第 2 5 条 退会および会員資格の喪失等

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、JCB に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づき JCB に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。
2. 法人会員（(6)のときは、(6)に該当するカード使用者）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)および(5)においては当然に、(2)、(3)および(6)においては JCB が会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカード番号を利用した場合にも支払義務を負うものとします。
  - (1) 法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2) 会員が本規約等に違反したとき。
  - (3) 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると JCB または JR 東海が判断したとき、もしくは換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないと JCB または JR 東海が判断したとき。
  - (4) 両社が全てのカード番号について更新しないで、カード番号の有効期限が経過したとき。
  - (5) EX 予約コーポレート規約に基づき、エクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。
  - (6) カード使用者が死亡したことを両社が知ったとき、または管理責任者からカード使用者が死亡した旨の連絡が JCB にあったとき。
3. 法人会員は、両社が第 3 条、第 3 条の 2 または第 7 条に基づき通知したカード番号について、法人会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は法人会員が当該カード番号にかかるカード番号利用の中止の申し出を行ったものとして取り扱うことに同意します。この場合、JCB が法人会員に対し直接または JR 東海を通じてカード番号の失効を通知したときは、カード番号が失効するものとし、法人会員はこれに同意するものとします。
4. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者による部署カード番号またはハウスカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、エクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するとともに、部署カード番号またはハウスカード番号が失効するものとします。
5. 本条第 3 項または第 4 項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、JCB は JR 東海にカード番号の無効を通知することができるものとします。
6. 両社は、本条第 3 項または第 4 項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード番号利用が適当でないと認めたときには、カード番号の利用を断ることができるものとします。

## 第 2 5 条の 2 （営利目的等に対する会員資格の喪失等）

法人会員は、以下のいずれかに該当したと JR 東海または JCB が判断した場合、両社は入会を謝絶し、または何らの通知・催告をすることなく、カード番号利用を停止させること、または会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) カード番号利用の一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えてエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して乗車券類を購入したとき。
- (2) エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず営利目的のために、転売または換金行為を試み、もしくは実行したとき。

## 第 2 6 条 カード情報の不正利用

1. カード情報を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード情報を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。
2. 前項にかかわらず、会員がカード情報の紛失、盗難等の事実もしくはカード情報を他人に不正利用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合は、可能な限り速やかに）JCB に JCB の所定の方法によりその事実を通知するとともに、JCB の請求により JCB 所定の紛失、盗難等届を JCB に提出した場合には、JCB は、法人会員に対して JCB が当該通知を受けた日の 60 日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません

せん。

(1) 会員が第3条第3項または第5項に違反したとき。

(2) 法人会員、もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等、その家族または同居人等法人会員の関係者（過去にこれらであった者を含む。）がカード番号を使用したとき。

(3) 会員またはその代理人（会員が法人会員であるときはその理事、取締役または法人等の業務を執行するその他機関を含む。）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失・盗難等が生じたとき。

(4) 前項に定める通知もしくはJCB所定の紛失・盗難等届、または本項第5号に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれているとき、また重要事項を告知していなかったとき。

(5) 会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それに限らない。）に協力しなかったとき。

(6) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。

(7) その他本規約等に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。

## 第27条 費用の負担

法人会員は、約定支払日に口座振替ができなかったなどの理由により、金融機関等にて振込により債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、およびJCBが債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

## 第28条 合意管轄裁判所

会員は、本規約に関して、会員と両社、または両社のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらずJCBまたはJR東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第29条 準拠法

会員と両社、または両社のいずれかとの本規約等に関する準拠法は全て日本法とします。

## 第30条 本規約等の改定

1. 本規約等は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。

2. 両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約等を改定し（本規約等と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約等に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定め、会員に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。なお、本規約等と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

3. 将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

## 第31条 誓約事項等

1. 法人会員等は、本契約締結時および将来にわたって、法人会員等、カード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方、管理責任者（契約事務責任者を含む。）、実務担当者ならびにEX予約コーポレート規約第16条に定める利用者（エクスプレス予約コーポレートサービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者をいう。）（以下、本条においてこれらの者を総称して「会員等」という。）、会員等の役員・顧問・従業員、または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJR東海もしくはJCBの信用を毀損し、またはJR東海もしくはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

2. 両社は、法人会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

3. JCBは、法人会員等が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード番号の利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード番号の利用を一時停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード番号利用を行うことができないものとします。また、法人会員等が本条第1項の規定に違反している場合には、第24条第1項(7)に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

4. 両社が、前二項の規定に基づいて、本契約の全部もしくは一部を解除、またはカード番号の利用を一時的に停止等した結果により、会員等に損害が生じたとしても、両社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

5. 両社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。

## 第32条 守秘義務

法人会員は、本規約等に定める事項のほか、エクスプレス予約コーポレートサービスに関して両社と個別に取り交わす取引条件等、営業上の機密事項についての一切を第三者に漏らさないものとします。また、両社において法人会員による第三者への当該情報漏洩が判明した場合は、その内容如何に関わらず、両社は法人会員に対し、当該漏洩により被った損害について、賠償の請求ができることとします。

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス統括部担当役員）を設置しております。

〈JCB ご相談窓口〉

株式会社ジェーシービーお客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500

〈JR 東海 ご相談窓口〉

JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項（ハウス会員用）

第 1 条（当社による個人情報の収集等）  
1. 東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下、「本サービス」という。）の利用開始にあたって、予約・申込サイト上で会員登録を行う会員規約（※ 1）で定める法人会員またはカード使用者（以下、総称して「会員」という。）は、当社が必要かつ適切な保護措置を講じた上で、以下の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。  
（1）本サービスの利用開始にあたり、予約・申込サイト上で登録する情報等  
（2）クレジットカード申込または本サービスの申込にあたり、クレジットカード会社（※ 2）が法人会員から取得し、当社に提供した情報（これらの変更や退会情報を含みます。）  
※当社は会員のクレジットカード番号をトークン化（別文字または番号を用いた置き換え）して保持します（ただし E 予約専用会員・E 予約専用ライト会員は除く）。  
（3）当社が会員との取引により得た乗車券類等の商品及び関連するサービスの購入・利用履歴等の情報  
2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社（※ 2）に提供する場合があることに同意します。

第 2 条（当社による個人情報の利用等）  
1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第 1 項に記載の個人情報を利用することに同意します。  
（1）会員との商品及び関連するサービス等の取引又は提供のため  
（2）営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため  
（3）販売状況分析、商品開発、Web サイト等のサービスの内容改善のために利用するため  
2. 個人情報の収集及び前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第 1 項に記載の個人情報を預託します。

第 3 条（当社との個人情報の共同利用）  
会員は、以下の会社において第 1 条第 1 項に記載の個人情報を、第 2 条第 1 項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第 6 条第 2 項記載の窓口とします。  
・当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）並びに西日本旅客鉄道株式会社とその子会社及び九州旅客鉄道株式会社とその子会社

第 4 条（当社からの個人情報の第三者提供及びその利用）  
1. 会員は、第 2 条第 1 項第 1 号に記載の目的のため、当社の提携する観光施設等に、第 1 条第 1 項に記載の個人情報を提供することに同意します。  
2. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。  
（1）法令に基づく場合  
（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき  
（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき  
（5）学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）  
（6）クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知及び防止のために、会員が利用されているクレジットカード会社（※ 2）及び本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

第 5 条（当社からの個人情報の提供中止の申出）  
会員は、第 4 条第 1 項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第 6 条第 2 項に記載の窓口に応じ、申し出るものとします。

第 6 条（当社による保有個人データの開示等の請求等）  
1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。  
2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。  
〒108-8204 東京都港区港南二丁目 1-85 JR 東海品川ビル A 棟  
東海旅客鉄道株式会社エクスプレス予約カスタマーセンター  
3. 万一当社が保有する個人情報が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。  
改正日 令和 8 年 8 月 25 日

（※ 1）・（※ 2）は、エクスプレス・カードの会員モデルごと以下に読み替えるものとします。

| 会員モデル                          | （※ 1） 会員規約                       | （※ 2） クレジットカード会社 |
|--------------------------------|----------------------------------|------------------|
| E 予約専用会員                       | エクスプレス・カード<br>（E 予約専用） 会員規約      | 株式会社ジェーシービー      |
| E 予約専用ライト会員                    | エクスプレス・カード<br>（E 予約専用ライト） 会員規約   |                  |
| JR 東海エクスプレス・カード<br>（コーポレート） 会員 | JR 東海エクスプレス・カード<br>（コーポレート） 会員規約 | 三井住友カード株式会社      |

## エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用ライト）規約

### 第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用ライト）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）がカード会員規約に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定めるものとします。なお、法人会員は本規約の内容についてカード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知する義務を負い、法人会員およびカード使用者は本規約を承認し遵守するものとします。
2. 本規約の内容は、エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社HP」という。）等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとします。

### 第2条（本サービスの利用および利用資格）

1. カード会員規約で定める管理責任者（以下、本規約においてはカード会員規約に定める「契約事務責任者」を含む）および実務担当者（以下、総称して「管理責任者等」という。）は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を識別するために基本カード番号のほか当社が別に定める情報や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとします。
2. カード使用者は、前項による基本カード番号の登録手続完了後、本サービスの利用開始にあたって、当社がカード使用者を識別するためにカード使用者ごとに付与した会員ID（以下、「会員ID」という。）を管理責任者等より受領しや、その他の当社が別に定める情報（以下、前項の管理責任者等が登録手続した情報を含め「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。カード使用者は、登録手続において、当社が要求する情報をすべてを正確に登録するものとします。
3. 当社は、法人会員がカード会員規約に定めるカード番号利用代金額が、法人会員で1年あたり150万円を下回った場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができるものとします。
4. 当社は、法人会員、カード使用者、管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定め違反した場合。（本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む）
  - (2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合
  - (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合
  - (4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合
  - (5) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の変更等により、当社からの連絡がとれなくなった場合
  - (6) 第22条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき
  - (7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要があります。

### 第3条（会員情報の修正）

カード使用者または管理責任者等（以下、総称して「カード使用者等」という。）は、当社がカード使用者等に通知する際に使用する会員情報の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下、「購入等」という。）の受付期間、受付時間等は、当社が別に定めるところによるものとします。

### 第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、会員IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込をするものとします。

### 第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は申込操作完了後の申込サイトへの表示、またはカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、登録された電子メールアドレスのメールサーバに通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. カード使用者が、第10条で定める乗車券類を受け取った時点、または「JR東海EX-ICサービス規約（E予約専用ライト）」第4条に定めるICカードにより駅に入場した時点、その他同規約第8条第10項に定める時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとします。
4. カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用枠」という。）による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社HP上により周知するものとします。
5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社からの回答が通知されない場合、JR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。
6. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード番号利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。
7. 当社は、運行不能その他の事由によりカード使用者に対して返金を行う場合において、返金処理の誤り等により返金額に過不足が生じたとき、カード使用者のカード番号に対し必要な精算処理を行うことがあります。特に、返金額が過剰となった場合や誤って返金した場合は、正当な返金額との差額または誤って返金した金額と同額をカード使用者のカード番号に別途請求することがあります。したがって、本項に定める精算処理により、法人会員およびカード使用者のカード番号利用可能枠に影響を与える場合があります。

#### 第7条（カード使用者等の問い合わせ窓口）

1. カード使用者等から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし問合せ方法等は、当社 HP 上等に掲示します。
2. カスタマーセンターでは、カード使用者等からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社 HP 上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。
3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、カード使用者等が判断した行動の結果、カード使用者等が被害を受けることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。
4. カスタマーセンターでは、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとします。

#### 第8条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。
2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または「JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用ライト）」（以下、「IC 規約（E 予約専用ライト）」という。）第4条に定める IC カードによる乗車または払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。
4. 前二項により、当社が乗車券類を保管している期間において、法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した場合またはカード使用者がカード使用者でなくなった場合は、第6条第3項にかかわらず、その時点において、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとし、ます。

#### 第9条（発売開始日前のサービス）

1. 本サービスの乗車券類は、一部列車の普通車自由席および当社が別に定める商品を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の当日の7時30分までにおいて購入の申込等（以下、「1年前予約」という。）を行うことができます。ただし、購入の申込時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。
2. カード使用者が1年前予約の申込をした時点でカード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立がなされたものとし、ます。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. 当社は、カード使用者が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、申込内容に則った列車・座席手配等の手続を行い、手配の結果をカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により通知します。なお当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続を行い、購入の申込時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。またこの場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. カード使用者は、発売開始日当日中に当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

#### 第9条の2（夜間の予約サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、購入の申込（以下、「夜間予約」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。
2. 当社は、カード使用者の申込内容に則った列車手配等の手続を行い、第6条に定める方法により手配の結果を通知し、決済手続が行われるものとします。
3. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める  
本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続を行い、カード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。
4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知等をカスタマーセンターから行う場合があります。
5. カード使用者は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当社から前二項の通知がない場合、カスタマーセンターに連絡を行い、その指示に従うものとします。

#### 第10条（受取）

1. カード使用者は、IC 規約（E 予約専用）で定める駅において IC カードによる入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、IC 規約（E 予約専用ライト）の定めにより当社が貸与するカード使用者の EX-IC カードまたは本サービスで乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QR コード及び16桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワード（※当社 HP 上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとします。  
※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
3. 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条に定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができないものとします。
4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、第6条第3項にかかわらず、受取期間満了日に、カード使用者のカード番号より決済手続が行われるものとし、その後、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとします。  
(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類について、普通車指定席用、グリーン車用および SupremeClass 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類について、普通車指定席用、グリーン車用および SupremeClass 用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。

5. 前項による払戻は、カード使用者のカード番号により決済を行います。なお、第 6 条に関わらず会員への通知は行いません。

6. 法人会員と当社との間のカード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第 8 条第 2 項により保管している乗車券類が存在する場合、原則として当該時点における日付をもって、第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなすものとみなします。

#### 第 10 条の 2（受取後の乗車券類の扱い）

1. 前条第 1 項により受取した後の乗車券類の変更、払戻については、インターネットによる変更、払戻はできないものとします。

2. 受取後の乗車券類についても、第 8 条に定める通り、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第 11 条（還元）

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがあります。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとします。

2. 法人会員のカード会員規約第 3 条に反するカード番号利用、またはカード会員規約第 25 条の 2 に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止するものとします。また、当社が法人会員に対し、当該の不適正な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとします。

#### 第 12 条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下、「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 HP 上または申込サイト上への掲示等で案内します。

2. 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、当社もしくは当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

#### 第 13 条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

(1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間等

(2) 第 5 条の申込方法

(3) カスタマーセンターの問合せ方法等

(4) 第 9 条の 2 の申込方法等

(5) 第 10 条の受取窓口、受取方法、受取期間

(6) 付帯サービスの内容

(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができます。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合、あらかじめ法人会員またはカード使用者等に事前により通知するものとします。ただし、当社が、自然災害等の不可抗力、システムの故障・改修・更新、当社の事業運営上の理由その他の事由により、本サービスの一部または全部を緊急に終了する必要があると当社が判断した場合には、当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。

#### 第 14 条（会員情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た法人会員、カード使用者に関する情報についての取扱い、カード会員規約および「JR 東海による個人情報の取扱いに関する同意条項（ハウス会員用）」によるものとします。

#### 第 15 条（法人会員およびカード使用者等の義務）

1. カード使用者等は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

2. 法人会員は、会員 ID およびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者等以外の者に利用、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

3. 法人会員およびカード使用者等は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

#### 第 16 条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員またはカード使用者等は、自らの行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者（以下、「利用者」という。）が行った一切の行為・結果、並びに会員 ID およびパスワードによりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。

(1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利

益

- (2) 会員 ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (3) 当社が、第2条の登録手続に対して承認をしないことまたはカード使用者等の本サービス利用を停止させることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (6) カスタマーセンターの問合せ方法等の変更により法人会員、カード使用者等または第三者の被った不利益
  - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (9) 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者等に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (11) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (12) クレジットカード会社または通信会社等のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (13) 法人会員またはカード使用者等がカード会員規約、本規約、IC 規約（E 予約専用ライト）および当社の定める運送約款および法令の定め違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者等が行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (14) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
3. 法人会員またはカード使用者等が、本規約、IC 規約（E 予約専用ライト）および当社の定める運送約款および法令の定め違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 17 条（通知および同意の方法）

- 1. 当社から、法人会員およびカード使用者等への本サービスの運営および内容に関する通知は、本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。
- 2. 前項の通知内容を反映した本サービスを法人会員またはカード使用者等が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者等が承諾したものとみなします。

#### 第 18 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者等はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

#### 第 19 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

#### 第 20 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第 21 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 22 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 法人会員等およびカード使用者等は、自らまたは利用者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) 前各号の共生者
  - (7) その他前各号に準ずる者
- 2. 法人会員およびカード使用者等は、自らまたは利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。当社は、法人会員、カード使用者等、または利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに法人会員と当社との間の本規約を内容とする契約（次項において「本契約」という。）の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 当社は、前項の規定に基づいて、本契約の全部または一部を解除した結果により、法人会員、カード使用者等または利用者に損害が生じたとし

ても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

#### 第23条（本規約の改定）

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者等と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者等の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者等への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者等に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員及びカード使用者等に対して改定の都度、当社HP上等で公表するものとします。

改定日令和8年8月25日

### JR 東海 EX-IC サービス規約（E 予約専用ライト）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

## 第1章総則

### 第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用ライト）規約」（以下、「EX 予約コーポレート規約（E 予約専用ライト）」という。）の附則とし、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用ライト）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「エクスプレス・カード（E 予約専用ライト）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負います。

### 第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
  - (1) 「EX-IC カード」とは、当社が法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。  
※ただし当社は、当社エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「当社 HP」という。）上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-IC カードを貸与しません。
  - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
  - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、カード使用者名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
  - (4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
  - (5) 「交通系 IC カード」とは、当社 HP 上に掲載する IC カード乗車券等をいいます。
  - (6) 「当社指定路線」とは、第4条に定める EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
  - (7) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用ライト）第2条の定めにより登録した事項（EX 予約コーポレート規約（E 予約専用ライト）第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。
  - (8) 「EX 予約サービスきっぷ」とは、第4条で定める EX-IC 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX-IC 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。
2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約及び EX 予約コーポレート規約（E 予約専用ライト）に定めるところによるものとします。

### 第3条（本規約の変更）

当社は、民法の定めに従い法人会員及びカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員及びカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員及びカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員及びカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員及びカード使用者に対して改定の都度、当社 HP 上等で公表するものとします。

## 第2章 EX-IC サービス

### 第4条（EX-IC サービス）

1. EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カードまたは交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」という。）が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード使用者もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。なお、利用者は、特に定めのない限り、カード使用者に含むものとします。  
※ただし当社 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。
2. 法人会員、カード使用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用ライト）第10条に定める受取窓口において EX 予約サービスきっぷを受け取って乗車するものとします。
3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは EX 予約サービスきっぷのみで通過することはできません。

### 第5条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

#### 第6条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社 HP 上により周知するものとします。
2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受付期間、受取時間および回答時間並びに取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第7条（申込）

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

#### 第8条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス（以下、単に「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP 上により周知するものとします。
5. カード使用者が IC カードにより駅に入場した時点またはカード使用者が EX 予約サービスきっぷを受け取った時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続行われるものとします。また EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに駅に入場しなかった場合、当該日がカード番号利用のあった日とみなされ、決済手続行われるものとします。
6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
7. 前項の変更、解約は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約が成立するものとします。また、変更、解約の承諾の通知は、変更、解約の操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約を解約します。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。
10. EX サービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および前項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に当該のハウスカード番号によって決済手続を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

#### 第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

### 第3章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

#### 第10条（本サービスの変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - (1) システム等の保守、点検を行う場合。
  - (2) システム等に障害が発生した場合。
  - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
  - (4) その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合。
4. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第11条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービスの内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地等への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなし

- ます。
3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前二項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第12条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第4章 EX-IC カード

#### 第13条（EX-IC カードの発行及び効力）

1. 当社は、法人会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
- ※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていないカード使用者については本章に関する内容は適用しないものとします。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 法人会員及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
5. 記名式 EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. 非記名式 EX-IC カードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者（以下、「カード指定者」という。）に使用させることができます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。（この機能を付加したカードを以下、「在来線 IC 機能つき EX-IC カード」という。）なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いおよび在来線 IC 機能つき EX-IC カードに関する取り扱い等は、別に定めます。

#### 第14条（EX-IC カードの有効期限及び更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

#### 第15条（EX-IC カードの返却等）

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービスの提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、EX 予約サービスきっぷの取扱いについても準用します。
- (1) 本規約に違反した場合
  - (2) 当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
  - (3) 記名式 EX-IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
  - (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
  - (5) 転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合
  - (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
  - (7) 法人会員が、株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
  - (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める EX サービス運送約款または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
  - (9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
  - (10) 第19条第1項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
  - (11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員またはカード使用者は、法人会員またはカード使用者でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第16条（EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用）

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所

定の届出書を当社宛に提出するものとします。

※ただし当社 HP 上で定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、当社 HP 上で定める取扱いをするものとします。

2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。

- (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
- (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
- (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
- (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
- (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合
- (6) 前項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. カード会員規約第 3 条に定めるカード情報（以下、「カード情報」という。）が紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下、「紛失・盗難等」という。）されたことにより、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の支払債務の免除については、カード会員規約第 26 条によります。

5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC カードを紛失・盗難等された場合であっても、カード情報について紛失・盗難等の事実がなければ、カード会員規約第 26 条に定める支払債務の免除は受けられません。

#### 第 17 条（EX-IC カードの再発行）

1. 当社は、法人会員が当社の定める変更手続をすることにより、在来線 IC 機能つき EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、在来線 IC 機能つき EX-IC カードは再発行しません。また当社は、第 4 条で定める入出場および在来線での利用を含め、在来線 IC 機能つき EX-IC カードの一切のサービスを停止できるものとします。

2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

3. 当社は、法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

※ただし当社は、当社 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。

4. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

5. 法人会員は、第 1 項または第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとします。

### 第 5 章 交通系 IC カード

#### 第 18 条（交通系 IC カード）

1. カード使用者またはカード使用者が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者（以下、「利用者」という。）が EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします（以下、カード使用者が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」という。）。ただし、交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. カード使用者は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。

3. カード使用者および利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、指定交通系 IC カードで当社が別に定める駅において入出場するときは、常に指定交通系 IC カードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の求めにより、カード使用者は IC カードを、利用者は交通系 IC カードを速やかに呈示しなければなりません。この呈示がない場合、カード使用者または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

#### 第 19 条（交通系 IC カードの登録取消）

1. カード使用者または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 IC カード登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合
- (2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合
- (3) 交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
- (4) 転売、換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合
- (5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
- (6) カード使用者が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合

(7) カード使用者が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合

(8) その他、カード使用者の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合

2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録または指定した交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 20 条（交通系 IC カードの変更等）

1. カード使用者が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定

める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができます。

2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

## 第 6 章 その他

### 第 21 条（当社の免責事項）

当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (3) EX-IC カード、本サービスの案内冊子および当社 HP 上等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (5) 当社が第 16 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- (6) 交通系 IC カードのメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

### 第 22 条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

### 第 23 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

### 第 24 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改正日 令和 8 年 8 月 25 日

## エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約

### 第1条 法人会員とカード使用者等

1. 本規約および本規約の一部を構成するものとして西日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 西日本」という。）が別途定める「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約」（その付則および特約を含む。）（以下、「E予約コーポレート規約」という。また、本規約とEX予約コーポレート規約を総称して「本規約等」といい、本規約等に基づき提供するサービスを単に「エクスプレス予約コーポレートサービス」という。）を承認のうえ、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。）および東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」といい、JR 東海と JCB を総称して「両社」という。）所定の入会申込書等によって、本規約等を承認のうえ、両社が提携して発行するエクスプレス・カード（E予約専用W）への入会の申し込みをした官公庁、会社、社団、財団もしくはその他の団体（以下、総称して「法人等」という。）で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を「法人会員」といいます。
2. 法人会員が予めエクスプレス・カード（E予約専用W）の使用者として指定し、両社所定の方法により申請し、両社が承認した法人会員の役員、社員、従業員等を「カード使用者」といいます。なお、カード使用者は、両社が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位（以下、「部署」という。）のほか、法人会員のグループ会社等ならびにその部署、役員、社員および従業員等その他の者が含まれます。
3. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってエクスプレス・カード（E予約専用W）を利用する一切の権限（以下、「本代理権」という。）を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、両社所定の方法により、カード使用者によるエクスプレス・カード（E予約専用W）の利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
4. 法人会員とカード使用者を併せて「会員」といいます。
5. 本代理権の授受に基づき、カード使用者によるエクスプレス・カード（E予約専用W）利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。また、法人会員はカード使用者のエクスプレス・カード（E予約専用W）利用に関する一切の責任を負うものとします。
6. 法人会員と両社との本規約等を内容とする契約（以下、「本契約」という。）は、両社が入会を承認したときに成立します。

### 第2条 本規約等の遵守

1. 法人会員は、本規約等を遵守するものとします。
2. 法人会員は自ら本規約等を遵守するほか、カード使用者に対し本規約等を周知し、カード使用者をして本規約等を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約等に違反した場合には、両社に対し、一切の責任を負うものとします。

### 第3条 カード番号の発行およびカード情報の管理

1. 両社は、エクスプレス・カード（E予約専用W）について、法人会員用の基本カード番号と、基本カード番号1つにつき1つまたは複数発行されるカード使用者用の部署カード番号および部署カード番号1つにつき1つまたは複数発行されるハウスカード番号（以下、基本カード番号、部署カード番号およびハウスカード番号を総称して「カード番号」という。）を発行します。両社は、法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、JCBがカード番号を発行するものとします。
2. JCBは、カード番号の発行に際し、物理的なカードを発行しないものとします。
3. ハウスカード番号には、両社が、カード使用者ごとに発行する個人名発行形式（以下、「個人名カード番号」という。）と部署ごとに発行する部署名発行形式（以下、「共有カード番号」という。）があります。個人名カード番号は、両社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができ、共有カード番号は両社に申請のうえ承認された部署に所属する法人会員が指定したカード使用者のみが使用することができません。
4. 両社は、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下、「カード情報」という。）を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。
5. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し管理しなければなりません。また、会員はカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

### 第3条の2 （カード番号の再発行）

1. 両社は、カード情報の消失、不正取得、改変、漏洩等の理由により法人会員が申請し、両社が審査のうえ承認した場合、カード番号を変更し、再発行します。再発行したカード情報は、書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。
2. 両社は、JCBにおけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、カード番号の変更ができるものとし、法人会員は予めこれを承認します。
3. 前2項によるカード番号の変更によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおける乗車券類の受取不能その他会員に生じた不利益ないし損害について、両社は一切責任を負わないものとします。

### 第4条 管理責任者

1. 会員またはカード番号利用に関する諸手続および会員と両社との間の通知、連絡または調整等を行う法人会員の役職員を管理責任者といいます。管理責任者は、法人会員から本条第6項に定める権限を付与されるものとします。
2. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、管理責任者を選任し、両社所定の方法により、管理責任者の氏名、Eメールアドレス、管理責任者が業務する主たる勤務地（以下、「管理責任者取扱箇所」という。）の登録電話番号（以下、「管理責任者取扱登録電話番号」という。）その他両社所定の事項を両社に届け出るものとします。
3. 本条第1項にかかわらず、法人会員等は、管理責任者を法人会員等自身から選定した上で、法人会員等がJCBに対する債務の支払いに関する業務や管理責任者業務等を委託することについて両社の承認を得た者（以下、「業務受託者」という。）から管理責任者の指揮監督のもとで管理責任者同等の任にあたる担当者（以下、「契約事務責任者」という。）を選定することができるものとします。この場合、法人会員等は、両社が定める申込書に契約事務責任者が業務する主たる勤務地その他両社所定の必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。

す。なお、本規約（本条第1項、第2項および第5項を除く。）ならびにその付則および特約等においては、特に定めのない限り、契約事務責任者は管理責任者に含まれ、かつ、「管理責任者取扱箇所」「管理責任者取扱登録電話番号」には契約事務責任者にかかるものを含むものとします。

4. 両社は、前項の届出を受けた場合、法人会員等が業務受託者に授与する権限の内容、法人会員等と業務受託者の契約内容等についての確認・調査を行い、適法性、必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

5. 契約事務責任者は、管理責任者の指揮監督のもとで、本規約等に定める管理責任者の業務を単独で行うことができるものとします。ただし、契約事務責任者が、管理責任者・契約事務責任者の登録および変更、退会手続、ならびにその他両社所定の手続を行う場合は、管理責任者と共同で行うものとします。

6. 管理責任者は、以下の(1)から(7)の権限（管理責任者がJCBが提供するWEBサービスである「JCB法人カードステーション」を使用する方法によるものを含む。また、JCB法人カードステーション上でこれらの権限を行使する管理責任者の代理人を選任する権限を含む。）および当該権限を適切に行使する責務を負うものとし、法人会員およびカード使用者は管理責任者が当該権限を有することを予め包括的に認めるものとします。法人会員は管理責任者の行為について、法人会員等の行った行為とみなされることについて異議ないものとし、管理責任者の行為について、一切の責任を負うものとします。

(1) カード使用者の追加にかかる入会申込手続（カード使用者のためにカードおよびカード情報を受領することを含む。）および会員の諸変更、会員と両社間の契約関係に関する諸手続または退会に関する手続を入会申込者または会員に代わって、両社所定の方法により行う権限。なお、カード使用者の申請を希望する場合、JCBが別に定める法人WEB手続きサービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得るものとします。ただし、両社が特に認める場合には、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行うことができるものとします。

(2) JR東海またはJCBから法人会員に対する通知を受領する権限、法人会員からJR東海またはJCBに対する通知を発信する権限、ならびに法人会員、JR東海またはJCB間の連絡または調整等を行う権限

(3) JCB法人カードステーションの利用申請を行う権限および当該サービスを利用する権限

(4) 利用可能枠の増枠申請権限

(5) カード番号利用に関する明細（第20条に定めるものをいう。）、会員の利用可能枠、または会員もしくは会員によるカード番号利用に関するその他の情報を閲覧・確認する権限

(6) 前号のほか、両社所定の事項に関して法人会員等を代理する権限

(7) 前各号に関連する事項に関して法人会員等を代理する権限

7. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、カード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、およびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

8. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。法人会員はこの申し出以前に、管理責任者が第6項に定める権限を失ったことを、両社に対して主張することはできません。

#### 第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行う担当者（以下、「実務担当者」という。）を選定する場合は、実務担当者が業務する主たる勤務地（以下、「実務担当箇所」という。）等その他両社所定の事項と合わせて両社に届け出るものとします。

2. 法人会員等は、業務受託者から実務担当者を選定することを希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、両社が求める書類等と合わせて両社に届け出るものとします。両社は当該届出を受けた場合、法人会員等と業務受託者の契約内容等を含め必要性・相当性を判断のうえ選定の可否を決定することができるものとします。

3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行うことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為に関し、管理責任者が行った行為とされることについて異議ないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行うものとします。

#### 第5条 カード番号の機能

1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・九州新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます（以下、「カード番号利用」という。）。会員は、カード番号利用による乗車券類の購入代金（以下、「カード番号利用代金」という。）を本規約に基づき、JCBに対して支払うものとします。

2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EXコーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとします。

3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

#### 第5条の2（WEBサービス等）

法人会員は、両社が認める場合、JCBが別に定めるところに従い、WEBサービス（「JCB法人カードステーション」「JCB法人カードWEBサービス」）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。法人会員は「JCB法人カードステーション」に、入会時または入会後遅滞なく、JCBが別途定める規定に同意のうえ、登録するためのJCB所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。

#### 第6条 カード番号の有効期限

1. カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面その他の方法により通知します。

2. 両社は、基本カード番号については有効期限までに第25条第1項に定める退会の申し出のない場合、部署カード番号およびハウスカード番号については有効期限までに第25条第4項に定める部署カード番号もしくはハウスカード番号の利用の中止の申し出のない場合において、両社が審査のうえ引き続き認める場合は、有効期限を更新し新たなカード情報を法人会員に書面その他の方法により通知します。

3. 法人会員が、第 25 条第 1 項に定める退会の申し出により退会する場合、および法人会員の会員資格が、第 25 条第 2 項および第 25 条の 2 により喪失する場合は、基本カード番号が失効するとともに、部署カード番号およびハウスカード番号については、有効期限にかかわらず当然に失効するものとします。

## 第 7 条 暗証番号

1. 削除
2. 削除
3. 削除

## 第 8 条 届出事項の変更と情報の共有

1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、管理責任者取扱箇所、管理責任者取扱登録電話番号、事業内容、決算月、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者（届け出した場合）、所在地およびお支払い口座（第 19 条に定めるものをいう。）等、ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日および部署等（以下、「届出事項」という。）について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。
2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、適法かつ適正な方法により取得した会員情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、法人会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、JCB が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. JR 東海または JCB に対して、本条第 1 項の変更の届け出をした場合には、当該届出した情報について、両社の間で共有することに、法人会員は予め同意するものとします。
4. 本条第 1 項の変更の届出がないため、両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、本条第 1 項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

## 第 8 条の 2 （本人確認）

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が JCB 所定の期間内に完了しない場合は、JCB は入会を断ることや、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

## 第 9 条 会員情報の収集等に関する同意

1. 法人会員等は、JCB が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) JCB が本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。
    - ① 法人会員等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。
    - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、法人会員等と両社の契約内容に関する事項。
    - ③ 会員のカード番号の利用内容、法人会員の支払状況、会員からのお問合せ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において JCB が知り得た事項。
    - ④ 法人会員等が入会申込時に届け出た年商・損益等。
    - ⑤ 犯罪収益移転防止法で定める本人確認書類等の記載事項。
    - ⑥ JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
    - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
  - (2) JCB がカード番号の発行のために、以下の会員情報を収集、利用すること。
    - ① カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。
    - (3) JCB が以下の目的のために、本項(1)①②③④の会員情報を利用すること。また、JCB が以下①の目的のために、本項(2)の会員情報を利用すること。
      - ① JCB が本規約に基づいて行う業務。
      - ② JCB のクレジットカード事業その他の JCB の事業（JCB の定款記載の事業をいう。）における取引上の判断。（法人会員等による JCB の提携会社および関係会社の国内および海外の JCB のサービスマークの表示されている JCB 所定規格のクレジットカード取扱加盟店申込み審査を含む。）
      - (4) JCB が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦および本項(2)の会員情報を当該業務委託先に預託すること。
      - (5) JCB が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、本項(1)①②③④の会員情報を利用すること。
2. 法人会員等は、JR 東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) JR 東海が本規約に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤の会員情報を収集、利用すること。
    - ① 法人会員等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。
    - ② カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。
    - ③ カード使用者の出張番号、メールアドレス等カード使用者がカード番号利用にあたって登録した事項。

④利用可能枠等、カード番号使用に必要な範囲で JCB より提供される法人会員と両社の契約内容に関する事項。

⑤会員のカード番号使用により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等、カード番号の利用内容。

(2) JR 東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、法人会員が本号③および第 3 項に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR 東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

① JR 東海の鉄道事業等 JR 東海定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

② JR 東海の鉄道事業等 JR 東海定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。

③ JR 東海の事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(3) JR 東海が本契約に基づく業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。

(4) JR 東海のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、「エクスプレス予約 HP」という。) 上において公表する会社 (以下、「共同利用者」という。) が、同ホームページに掲げる目的で、本項(1)①②③④⑤のカード使用者の会員情報を、共同して利用すること。なお、本号に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有するものは JR 東海とし、問い合わせ窓口は本規約末尾に記載の JR 東海の相談窓口とします。

(5) 会員への割引等のサービス提供のため、JR 東海の提携する観光施設のうち、会員がサービスの利用を希望する施設に、本項(1)①②③④⑤のカード使用者の会員情報を提供すること。

3. 法人会員等は、両社が会員の募集、会員からのエクスプレス予約コーポレートサービスの利用に際しての問合せ対応および宣伝物の送付等の営業案内のために、JR 西日本との間で以下の①②③④⑤の会員情報を共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有するものは JR 東海とし、問い合わせ窓口は本規約末尾に記載の JR 東海の相談窓口とします。

① 法人等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

② カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

③ カード使用者の出張番号、メールアドレス等カード使用者がカード利用にあたって登録した事項。

④ 利用可能枠等、カード番号使用に必要な範囲で JCB より提供される法人会員と両社の契約内容に関する事項。

⑤ 会員のカード番号使用により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等、カード番号の利用内容。

4. 法人会員等は、本条第 1 項(2)(3)(4)、第 2 項(1)(2)(3)(4)(5)、第 3 項および本項(1)(2)に定める事項、その他本規約等に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の会員情報の利用について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員等の責任においてカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。

(1) 本規約等に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を法人会員等が両社に対し提供すること。

(2) 本規約等に基づくカード番号の利用内容が両社から法人会員に対して提供されること。

## 第 10 条 会員情報の開示、訂正、削除

1. 法人会員等は、JR 東海および JCB に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

(1) JR 東海への開示請求：本規約末尾に記載の JR 東海の相談窓口へ

(2) JCB に対する開示請求：本規約末尾に記載の JCB 相談窓口へ

2. 万一登録内容に不正確または誤りがあることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第 11 条 会員情報の取扱いに関する不同意

1. 両社は、法人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第 9 条ないし第 12 条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、両社はカード使用者が第 9 条ないし第 12 条に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員等が、第 9 条第 4 項の定めに従って、カード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は自らの責任と負担においてこれを処理し、両社および JR 西日本に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

3. 前項に関して両社および JR 西日本がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員等はその損害を賠償するものとします。

## 第 12 条 契約不成立時および退会後の会員情報の利用

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第 9 条に定める目的 (ただし、第 9 条第 2 項(2)③に定める営業案内を除く。) で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 第 25 条および第 25 条の 2 に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 9 条に定める目的 (ただし、第 9 条第 2 項(2)③および第 3 項に定める営業案内を除く。) ならびに開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社および JR 西日本が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

## 第 13 条 標準期間

本規約においては、当月 1 日から当月末日までを「標準期間」といいます。

#### 第14条 カード番号利用可能枠

1. JCBは、部署カード番号ごとにカード番号利用可能枠を審査のうえ決定し（以下、「カード番号利用可能枠（部署カード）」という。）、別途通知します。カード番号利用可能枠（部署カード）は、JCBが会員に発行しているハウスカード番号の数にかかわらず、部署カード番号単位で定めるものとします。
2. JCBは、カード番号利用可能枠（部署カード）とは別に、法人会員のすべてのカード使用者がカード番号を利用することができる合算額（すなわち、基本カード番号に紐付くすべてのハウスカード番号によりエクスプレス予約コーポレートサービスを利用できる合算額）として、基本カード番号に対してカード番号利用可能枠を審査のうえ、設定します。本項に基づき、基本カード番号に対して設定する利用可能枠を「カード番号利用可能枠（基本カード）」といいます。ただし、JCBは、JCBの判断により、カード番号利用可能枠（基本カード）を設定しない場合があります。
3. カード番号利用可能枠（部署カード）とカード番号利用可能枠（基本カード）を総称して、カード番号利用可能枠といいます。
4. JCBは、会員のカード番号利用状況および法人会員の信用状況等に応じて、審査のうえカード番号利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、法人会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しません。
5. JCBは、法人会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード番号利用状況、法人会員の信用状況および法人会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的にカード番号利用可能枠を増額する場合があります。この場合、JCBが設定した増額期間が経過することにより、JCBからの何らの通知なく、増額前のカード番号利用可能枠に戻ります。なお、JCBは法人会員からの申し出の都度、カード番号利用可能枠の一時的な増額を認めるか否かを審査します。

#### 第15条 利用可能な金額

1. 各カード使用者は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。ただし、JCBがカード番号利用可能枠（基本カード）を設定していない場合には、(2)は適用されません。
  - (1) 当該カード使用者が利用しようとするハウスカード番号が紐付く部署カード番号にかかるカード番号利用可能枠（部署カード）から、当該部署カード番号に紐付くすべてのハウスカード番号を利用したカード番号利用の利用残高を差し引いた金額
  - (2) カード番号利用可能枠（基本カード）から、法人会員のすべてのカード使用者のカード番号利用の利用残高を差し引いた金額
2. 前項の利用残高とは、会員のカード番号利用に基づき JCB に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、遅延損害金は除く。）で、法人会員が未だ JCB に対して支払いを済ませていない金額の合計額をいいます。
3. 法人会員は、会員がカード番号利用可能枠を超えてカード番号を利用した場合においても、当然にカード番号利用代金の全額を支払う義務を負うものとします。

#### 第16条 カード番号の利用

1. エクスプレス予約コーポレートサービスにおける会員のカード番号利用に際しては、JCBの承認が必要となります。この場合、法人会員は、カード番号利用の都度、JCBに対して利用に関する照会が行われることを予め承認するものとします。
2. JCBは、法人会員がカード番号利用のあった日の属する月の翌々月末日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）（以下、「約定支払日」という。）にカード番号利用代金が支払われなかった場合、法人会員の JCB に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のカード番号の利用状況および法人会員の信用状況等により会員のカード番号利用が適当でないと判断した場合には、カード番号利用を断ることがあります。
3. 法人会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した商品、権利に関する紛議について、JR西日本との間で解決するものとし、法人会員は、当該紛議をもって、法人会員の JCB に対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。また、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して JR 西日本から購入した商品、権利について、両社は責任を負いません。

#### 第17条 立替払いの委託

会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号を利用したことにより、JCBに対して弁済委託を行ったこととなります。JCBは会員からの委託に基づき、法人会員の JR 西日本に対する乗車券類の購入代金支払債務を、法人会員に代わって立替払いするものとし、会員はこれを予め異議なく承諾するものとします。なお、JR 西日本への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

#### 第18条 カード番号利用代金の支払区分

エクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金の支払区分は、「ショッピング1回払い」のみとします。

#### 第19条 カード番号利用代金の支払

1. 法人会員は、標準期間において、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、当該カード番号利用代金を約定支払日に JCB 指定の銀行口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料は法人会員の負担とします。なお、予め JCB の承諾があった場合は、法人会員が届け出た金融機関預金口座等（法人会員名義の口座等を届け出るものとする。以下、総称して「お支払口座」という。）からの口座振替（ただし、口座振替の場合の約定支払日は翌々月 10 日とします。以下、同じ。）の方法による支払いに替えることができます。ただし、事務上の都合により約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員が JCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づき JCB に支払うべき金額を超えて JCB に対する支払いをした場合、JCB は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、JCB は法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から JCB が法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。
2. JR 西日本所定の方法により決定されたエクスプレス予約コーポレートサービスにおける還元は、JR 西日本より受託した JCB が、JCB 所定の方法によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行なうものとします。ただし、JR 西日本は、他の方法により還元を行なうことがあります。

## 第20条 明細

JCBは、法人会員の約定支払額等（以下、「明細」という。）をJCB所定の時期に、法人会員にご利用代金明細書として、法人会員の届け出所在地への郵送その他JCB所定の方法により通知します。法人会員は、明細の内容について異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内に申し出るものとします。

## 第21条 遅延損害金

法人会員が、カード番号利用代金を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づきJCBに対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年14.60%（年365日の日割計算。ただし、閏年の利率は年14.56%とする。）の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

## 第22条 支払金等の充当順序

法人会員のJCBに対する債務の支払額が本規約およびその他の契約に基づきJCBに対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、JCB所定の順序によりJCBが行うものとします。

## 第23条 JCBの債権譲渡の承諾

法人会員は、JCBが必要と認めた場合、JCBが法人会員に対して有するカード番号利用に係る債権をJCBが信託銀行等第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承認するものとします。

## 第24条 期限の利益の喪失

法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)ないし(5)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(6)ないし(8)においてはJCBの請求により、JCBに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

- (1) 法人会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。
- (2) 法人会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
- (3) 法人会員が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- (4) 法人会員が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) EX予約コーポレート規約に基づきエクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したとき。
- (6) (1)ないし(5)のほか法人会員の信用状態に重大な変化が生じたときまたは生じるおそれがあるとJCBが判断したとき。
- (7) 会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- (8) 第25条第2項(1)ないし(3)および第25条の2の事由に基づき法人会員が本規約に基づく会員資格を喪失したとき。

## 第25条 退会および会員資格の喪失等

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、JCBに対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づきJCBに対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。

2. 法人会員（(6)のときは、(6)に該当するカード使用者）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)および(5)においては当然に、(2)、(3)および(6)においてはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカード番号を利用した場合にも支払義務を負うものとします。

- (1) 法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2) 会員が本規約に違反したとき。
- (3) 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるとJCBまたはJR東海が判断したとき、もしくは換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないとJCBまたはJR東海が判断したとき。
- (4) 両社が全てのカード番号について更新しないで、カード番号の有効期限が経過したとき。
- (5) EX予約コーポレート規約に基づき、エクスプレス予約コーポレートサービス利用資格を喪失したときまたは利用資格を取得できなかったとき。
- (6) カード使用者が死亡したことを両社が知ったとき、または管理責任者からカード使用者が死亡した旨の連絡がJCBにあったとき。

3. 法人会員は、両社が第3条、第3条の2または第6条に基づき発行および通知したカード番号について、法人会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は法人会員が当該カード番号に係るカード番号利用の中止の申し出を行ったものとして取り扱うことに同意します。この場合、JCBが法人会員に対し直接またはJR東海を通じてカード番号の失効を通知したときは、カード番号が失効するものとし、法人会員はこれに同意するものとします。

4. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者による部署カード番号またはハウスカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、エクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するとともに、部署カード番号もしくはハウスカード番号が失効するものとします。

5. 本条第3項または第4項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、JCBはJR西日本にカード番号の無効を通知することができるものとします。

6. 両社は、本条第3項または第4項に該当しない場合でも会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード番号利用が適当でないと認めたときには、カード番号の利用を断ることができるものとします。

#### 第25条の2 (営利目的等に対する会員資格の喪失等)

法人会員は、以下のいずれかに該当したと、JR東海、JR西日本またはJCBが判断した場合、両社は入会を謝絶し、または何らかの通知・催告をすることなく、カード番号利用を停止させること、または会員資格を喪失させることができるものとします。

(1) カード番号利用の一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超過してエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して乗車券類を購入したとき。

(2) エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず営利目的のために転売または換金行為を試み、もしくは実行したとき。

#### 第26条 カード情報の不正利用

1. カード情報を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード情報を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員がカード情報の紛失・盗難等の事実もしくはカード情報を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）JCBにJCB所定の方法によりその事実を通知するとともに、JCBの請求によりJCB所定の紛失・盗難等届をJCBに提出した場合には、JCBは、法人会員に対してJCBが当該通知を受けた日の60日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

(1) 会員が第3条第3項または第5項に違反したとき。

(2) 法人会員、もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等、その家族または同居人等法人会員の関係者（過去にこれらであった者を含む。）がカード番号を使用したとき。

(3) 会員またはその代理人（会員が法人会員であるときはその理事、取締役または法人等の業務を執行するその他機関を含む。）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失・盗難等が生じたとき。

(4) 前項に定める通知もしくはJCB所定の紛失・盗難等届、または本項第5号に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(5) 会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

(6) 削除

(7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。

(8) その他本規約等に違反している状況において紛失・盗難等が生じたとき。

#### 第27条 費用の負担

法人会員は、金融機関等にて振込により債務を支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、およびJCBが債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

#### 第28条 合意管轄裁判所

会員は、本規約に関して、会員と両社、または両社のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらずJCBまたはJR東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第29条 準拠法

会員と両社、または両社のいずれかとの本規約に関する準拠法は全て日本法とします。

#### 第30条 本規約およびその改定

1. 本規約等は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。

2. 両社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本規約等を改定し（本規約等と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約等に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定め、たうえて、会員に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。なお、本規約等と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

#### 第31条 誓約事項等

1. 法人会員等は、本契約締結時および将来にわたって、法人会員等、カード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方、管理責任者（契約事務責任者を含む。）、実務担当者ならびにEX予約コーポレート規約第16条に定める利用者（エクスプレス予約コーポレートサービスの利

用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者をいう。)(以下、本条においてこれらの者を総称して「会員等」という。)、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記9者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。))のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJR東海もしくはJCBの信用を毀損し、またはJR東海もしくはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下、総称して「不当な要求行為等」という。)を行わないことを誓約するものとします。

2. 両社は、法人会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

3. JCBは、法人会員等が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード番号の利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード番号の利用を一時停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード番号利用を行うことができないものとします。また、法人会員等が本条第1項の規定に違反している場合には、第24条(7)に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

4. 両社が、前条の規定に基づいて、本契約の全部または一部を解除した結果により、会員に損害が生じたとしても、両社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

5. 両社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約に定める新たな取引を行わないものとします。

### 第32条 守秘義務

法人会員は、本規約等に定める事項のほか、エクスプレス予約コーポレートサービスに関して両社またはJR西日本と個別に取り交わす取引条件等、営業上の機密事項についての一切を第三者に漏らさないものとします。また、両社またはJR西日本において法人会員による第三者への当該情報漏洩が判明した場合は、その内容如何に拘わらず、両社またはJR西日本は法人会員に対し、当該漏洩により被った損害について、賠償の請求ができることとします。

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者等として個人情報統括責任者(コンプライアンス統括部担当役員)を設置しております。

〈JCB ご相談窓口〉

株式会社ジェーシービーお客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500

〈JR 東海 ご相談窓口〉

東海旅客鉄道株式会社エクスプレス予約カスタマーセンター 電話 0120-417-419

〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85 JR東海品川ビルA棟

改定日 令和8年3月31日

## 精算業務等の委託に関する特約

本特約は、「エクスプレス・カード(E予約専用W)会員規約」(以下、「カード会員規約(W)」という。)で定める法人会員が株式会社ジェーシービー(以下、「JCB」という。)に対する債務の支払いに関する業務(以下、「精算業務」という。)等をJCBおよび東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」といい、JCBおよびJR東海を総称して「両社」という。)が承認した第三者(以下、「業務受託者」という。)に委託する場合に適用されます。

### 第1条 (精算業務の委託)

1. 法人会員が、第三者にカード会員規約(W)に係る精算業務の委託を希望する場合または委託先の変更を希望する場合には、両社が定める申込書に必要事項を記載し、両社に提出することにより申し込むものとします。
2. 両社は前項の申し込みを受けた場合で相当と判断したときは、法人会員の精算業務を業務受託者に委託することを承諾するものとし、これを以て法人会員は精算業務の委託を開始または変更するものとします。
3. 前項により法人会員が精算業務を業務受託者に委託を開始または変更した以降、両社が、カード会員規約(W)第19条および第20条に定めるカード番号利用代金の受領、ご利用代金明細書の通知およびこれに対する異議その他のカード会員規約(W)に定める法人会員とのやり取りを、業務受託者との間でしたときは、法人会員と当該やり取りをしたものとみなします。

### 第2条 (会員情報の取扱)

1. 法人会員は、本項(1)(2)に定める会員情報の利用について、法人会員の責任において、カード会員規約(W)に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。
  - (1) カード会員規約(W)および本特約に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を業務受託者が両社に提供すること。
  - (2) カード会員規約(W)および本特約に基づきカード番号の利用内容を両社が業務受託者に提供すること。
2. 法人会員が前項の定めに従ってカード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。
3. 前項に関して、両社がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとします。

### 第3条（連帯責任）

法人会員は、業務受託者の精算業務に関する一切の行為について、両社に対して連帯して責任を負うものとします。

### 第4条（管理責任者）

削除

### 第4条の2（実務担当者）

削除

### 第5条（合意管轄裁判所）

法人会員は、本特約に関して、法人会員と両社、または JCB、もしくは JR 東海のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず JCB または JR 東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第6条（準拠法）

本特約は日本法を準拠法とするものとします。

### 第7条（本特約の改定）

削除

### 第8条（本特約の失効）

カード会員規約（W）第 25 条および第 25 条の 2 に基づき法人会員が退会または会員資格を喪失した場合、本特約は失効するものとします。

### 第9条（残存効）

法人会員の業務受託者への精算業務の委託が終了した後も、本特約第 2 条第 2 項および第 3 項、第 3 条ないし第 6 条ならびに本条は、なお効力を有するものとします。

### 第10条（支払いの相殺）

法人会員において JCB に対し支払うべき残債務が存在している場合、業務受託者からの JCB への支払いを、如何なる場合でも当該法人会員から JCB への支払いとみなし、JCB の残債務に充当できるものとします。

改定日 令和 2 年 9 月 1 日

## JR 西日本による個人情報の取扱いに関する同意条項

### （ハウス会員（E 予約専用 W 会員）用）

#### 第1条（当社による個人情報の収集等）

1. 西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供するエクスプレス予約サービス（以下「本サービス」という。）の利用開始にあたって、予約・申込サイト上で会員登録を行う会員またはカード使用者（以下総称して「会員」という。）は、当社が必要な保護措置を講じた上で、次の会員の個人情報を収集・利用・保有することに同意します。

(1) 予約・申込サイト上で登録

(2) クレジットカード申込または本サービス申込にあたり、クレジットカード会社（※）が法人会員から取得し、当社に提供した情報（これらの変更や退会情報を含みます。）

(3) 当社が会員との取引により得た乗車券類等の商品及び関連するサービスの購入・利用履歴等の情報

2. 会員は、会員が当社に対して届け出た情報に誤りがあり、当社にのみ訂正、追加、削除の届出があった場合については、当該届出いただいた情報について、当社がクレジットカード会社（※）に提供する場合があることに同意します。

#### 第2条（当社による個人情報の利用等）

1. 会員は、当社が次の目的のため、前条第 1 項に記載の個人情報を利用することに同意します。

(1)会員との商品及び関連するサービス等の取引又は提供のため

(2)営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため

(3)販売状況分析、商品開発のために利用するため

2. 個人情報の収集及び前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報を預託します。

### 第3条（当社との個人情報の共同利用）

会員は、以下の会社において第1条第1項に記載の個人情報を、第2条第1項に定める目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。

・当社の有価証券報告書記載の連結子会社（以下、「子会社」という。）並びに東海旅客鉄道株式会社とその子会社及び九州旅客鉄道株式会社とその子会社

### 第4条（当社からの個人情報の第三者提供及びその利用）

1. 会員は、第2条第1項第1号に記載の目的のため、当社の提携する観光施設等に、第1条第1項に記載の個人情報を提供することに同意します。

2. 当社は、次の目的のため、会員に同意を得ることなく第三者提供する場合があります。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5)学術機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術機関等が当該個人データを学術研究目的で取扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害する場合を除く。）

(6)クレジットカード会社がおこなう不正利用の検知及び防止のために、会員が利用されているクレジットカード会社（※）及び本サービスの決済の際に当社が使用しているクレジットカード決済代行会社に協力する場合

### 第5条（当社からの個人情報の提供中止の申出）

会員は、第4条第1項にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報の提供中止を求めることができます。ただし、この場合、会員は、第6条第2項に記載の窓口に応じ、申し出るものとします。

### 第6条（当社による保有個人データの開示等の請求等）

1. 会員は、当社に対して、自己に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止（以下、「開示等」という。）を請求することができます。

2. 当社に対する個人情報の開示等、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。

西日本旅客鉄道株式会社 エクスプレス予約サポートダイヤル

電話 〔会員専用〕 0120-08-3411 / 06-4960-9875

3. 万一当社が保有する個人情報が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

改正日 令和8年8月25日

（※）E予約専用Wのクレジットカード会社は株式会社ジェーシービーとなります。

## エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

### 第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱いについて定めるものとします。なお、法人会員は本規約の内容について、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知する義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には当社に対し、一切の責任を負い、法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守するものとします。
2. 法人会員は、カード会員規約に定める管理責任者（契約事務責任者を含む）および実務担当者（以下、総称して「管理責任者等」という。）が、当社との連絡調整等、当社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者等の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとします。また、法人会員は、当社に対する諸手続を管理責任者等が法人会員に代わって行うことをあらかじめ承諾することとします。
3. 管理責任者等は、カード使用者に対する本規約の周知徹底を行うものとします。また、法人会員は、管理責任者等がカード使用者に対して本規約を周知徹底することを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者等の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとします。
4. 本規約等の内容は、エクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「エクスプレス予約 HP」という。）等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとします。

### 第2条（本サービスの利用および利用資格）

1. 管理責任者等は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を認識するために、基本カード番号のほか当社が別に定める情報や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレス、および連絡する際に使用する電話番号（以下、「連絡先電話番号」という。）等を入力することにより、本サービスを利用するための登録手続（以下、単に「登録手続」という。）を行うものとします。この登録手続において、管理責任者等は当社が要求する情報を全て正確に登録するものとします。
2. カード使用者は、前項による基本会員番号の登録手続が完了した後、本サービスの利用にあたり、当社がカード使用者を識別するためにカード使用者ごとに付与した会員 ID（以下「会員 ID」という。）を管理責任者等より受領し、その他の当社が別に定める情報（前項の管理責任者等が登録手続を行った内容を含む。以下、「会員情報」という。）を入力することにより、本サービスの登録手続を行うものとします。この登録手続において、カード使用者は当社が要求する情報を全て正確に登録するものとします。
3. 当社は、法人会員がカード会員規約に定めるカード番号利用代金額が、法人会員で1年あたり500万円を下回った場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができるものとします。
4. 当社は、法人会員、カード使用者または管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定めに違反した場合（本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む）
  - (2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合
  - (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合
  - (4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合
  - (5) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の変更等により当社からの連絡がとれなくなった場合
  - (6) 第25条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき
  - (7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出ることとします。

### 第3条（会員情報の修正）

カード使用者または管理責任者等（以下、総称して「カード使用者等」という。）は、当社がカード使用者等に通知する際に使用する会員情報の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間および取り扱い乗車券類等は、当社が別に定めるところによるものとします。

### 第5条（申込）

本サービスにおいて、カード使用者は、会員 ID およびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を申し込むものとします。

### 第6条（回答方法、決済）

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイトへの表示、またはカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到着が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、登録された電子メールアドレスのメールサーバに通知が通常であれば到着したであろう時点を以て通知が完了したものとします。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社から行われた時点を以て、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知とあわせて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
3. カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号により決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額はカード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用枠」という。）による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約 HP 上により周知するものとします。
4. 第8条第2項による乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済します。した

がって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

5. カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、当社からの回答が通知されない場合、JR 西日本「エクスプレス予約サポートダイヤル」（以下、「EX サポートダイヤル」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知を EX サポートダイヤルから行うことがあるものとします。

6. 当社は、運行不能その他の事由によりカード使用者に対して返金を行う場合において、返金処理の誤り等により返金額に過不足が生じたとき、カード使用者のカード番号に対し必要な精算処理を行うことがあります。特に、返金額が過剰となった場合や誤って返金した場合は、正当な返金額との差額または誤って返金した金額と同額をカード使用者のカード番号に別途請求することがあります。したがって、本項に定める精算処理により、法人会員およびカード使用者のカード番号利用可能枠に影響を与える場合があります。

#### 第7条（カード使用者等の問い合わせ窓口）

1. カード使用者等から本サービスの利用方法に関する質問等については、EX サポートダイヤルにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、エクスプレス予約 HP 上等に掲示します。

2. EX サポートダイヤルが案内する情報に基づき、カード使用者等が判断した行動の結果、カード使用者等が被害を受けることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねます。

3. EX サポートダイヤルでは、実務担当者から連絡を受けた場合、両社が別に定める方法で実務担当者であることを確認するものとし、その確認が取れた場合は「実務担当者」として対応するものとします。

#### 第8条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上に確認することができます。

2. 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取または「EX-IC サービス（E 予約専用W）規約」（以下、「IC 規約（E 予約専用W）」という。）第4条で定める IC カードによる乗車、または払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。

3. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、カード会員規約および本規約に定める場合を除き、乗車区間に応じて当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第9条（発売開始日前のサービス）

1. 本サービスの乗車券類は、一部列車の普通車自由席および当社が別に定める商品を除き、乗車日の1年前の日から旅客営業規則に定める発売日（以下、「発売開始日」という。）の当日の7時30分までにおいて購入の申込等（以下、「1年前予約」）を行うことができます。ただし、購入の申込時において約定した乗車日の運行計画が未確定場合があります。また当社は必要と認めた場合には1年前予約を停止することがあります。なお、発売開始日より列車ごとの1年前予約申込の件数には限りがあります。

2. カード使用者が1年前予約の申込をした時点でカード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。

3. 当社は、カード使用者が1年前予約を行った列車の発売開始日の8時を目途に順次、申込内容に則った列車・座席手配等の手続きを行い、手配の結果をカード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により通知します。なお当社は、運行計画に応じて、契約条件に則った列車手配等の手続きを行い、購入の申込時において約定した列車等に変更が生じた場合は、変更した結果を通知します。またこの場合の予約変更等の条件については、別に定めるものとします。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知等を EX サポートダイヤルから行う場合があります。

5. カード使用者は、発売開始日当日中に当社から前二項の通知がない場合、EX サポートダイヤルに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

#### 第9条の2（夜間の予約サービス）

1. 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める商品を除き、当社が別に定める夜間の予約サービス時間帯において、購入の申込（以下、「夜間予約」という）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間予約の停止をすることがあります。また、列車ごとの夜間予約申込の件数には限りがあります。

2. 当社は、カード使用者の申込内容に則った列車手配等の手続きを行い、第6条に定める方法により手配の結果を通知し、決済手続きが行われるものとします。

3. 夜間予約で成立した列車の座席については、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始以降順次、契約条件に則った列車・座席手配等の手続きを行い、カード使用者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により手配の結果を通知します。また約定した列車等に変更が生じた場合の取り扱いについては、別に定めるものとします。

4. 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、手配の結果の通知等を EX サポートダイヤルから行う場合があります。

5. カード使用者は、夜間予約操作後の営業時間の開始以降に、当社から前二項の通知がない場合、EX サポートダイヤルに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

#### 第10条（受取）

1. カード使用者は、IC 規約（E 予約専用W）で定める駅において IC カードによる入場ができない場合は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下、「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行い入場するものとします。

2. カード使用者が前項の受取を行う際には、IC 規約（E 予約専用W）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が貸与するカード使用者の EX-IC カードまたは本サービスで乗車券類を受取る際の本人認証のための符号（QR コード 及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）の発行が必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワード（※エクスプレス予約 HP 上で定める日以降は、パスワードに代えて本サービスで登録している電話番号）の入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によるものとします。

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は乗車当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条で定める1年前予約による受取期間は、当社が別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができないものとします。

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うこととし

ます。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に、カード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

(2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用、グリーン車用および Supreme Class 用は一切払戻を行わないこととします。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。

5. 前項による払戻は、カード使用者のカード番号により決済を行います。なお、第 6 条に関わらずカード使用者への通知は行わないこととします。

6. カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が第 8 条第 2 項により保管している乗車券類が存在する場合、原則として当該時点における日付をもって、第 3 項に規定する受取期間の満了日とみなします。

#### 第 10 条の 2（受取後の乗車券類の扱い）

1. 第 10 条第 1 項により受取をした後の乗車券類の変更、払戻については、インターネットによる変更、払戻はできないものとします。

2. 受取後の乗車券類についても、第 8 条第 3 項と同様に、本規約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第 11 条（還元）

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対し還元することがあります。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとします。

2. 法人会員のカード会員規約第 3 条に反するカード番号利用、または、カード会員規約第 25 条の 2 に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止することとします。また、当社が法人会員に対し、当該の不適切な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとします。

#### 第 12 条（付帯サービス）

1. 当社または付帯サービスを提供する企業（以下、「提携企業」という。）は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、エクスプレス予約 HP または申込サイト上への掲示で案内します。

2. 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、当社もしくは指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より付帯サービスを利用する際に必要な情報媒体等の提示を求められた場合は、速やかにこれを提示することとします。この提示が無い場合、付帯サービスの全てまたは一部の提供が受けられない場合があります。

#### 第 13 条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができますこととします。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとします。

(1) 第 4 条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間等

(2) 第 5 条の申込方法

(3) EX サポートダイヤルの電話番号、受付時間等

(4) 第 9 条および第 9 条の 2 の申込方法等

(5) 第 10 条の受取窓口、受取方法、および受取期間

(6) 付帯サービスの内容

(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、理由の如何を問わず、事前に法人会員またはカード使用者等に通知することなく、本サービスの一部または全部を終了させることができるものとします。

#### 第 14 条（会員情報の収集等に関する同意）

1. 本サービスに基づき当社が知り得た法人会員、カード使用者等に関する情報についての取扱い、カード会員規約および「JR 西日本による個人情報の取扱いに関する同意条項（ハウス会員（E 予約専用 W 会員）用）」（以下、「個人情報の同意条項」という。）によるものとします。

2. 法人会員は、次の (1) または (2) に定める事項、その他本規約に定めるカード使用者および管理責任者等の会員情報の利用について、目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員の責任においてカード使用者および管理責任者等の同意を得るものとします。

(1) 本規約に基づきカード使用者等に関する情報を法人会員が当社、JR 東海および JCB に対し提供すること

(2) 本規約に基づく本サービスの利用内容が当社から法人会員に対して提供されること

#### 第 15 条（会員情報の開示、訂正、削除）

削除

#### 第 16 条（会員情報の取扱いに関する不同意）

1. 当社は、法人会員が第 14 条ないし第 17 条に定める会員情報の取扱いについて承諾しない場合、カード会員規約に定める法人会員の退会または当該カード使用者の個人名カード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員が第 14 条第 2 項の定めに従って、カード使用者等から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は自らの責任と負担においてこれを処理し、当社に何らの損害および迷惑をかけないものとします。

3. 前項に関し、当社がカード使用者等から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとします。

#### 第 17 条（退会後の会員情報の取扱い）

カード会員規約に定める退会の申し出、または第 2 条で定める本サービス利用資格の喪失後も、個人情報の同意条項に定める目的並びに開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用するものとします。

#### 第 18 条（法人会員およびカード使用者の義務）

1. カード使用者等は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
2. 法人会員は、会員 ID およびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者等以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
3. 法人会員およびカード使用者等は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

#### 第 19 条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員またはカード使用者等は、自らの行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者（以下、「利用者」という。）が行った一切の行為・結果、並びに会員 ID およびパスワードによりなされた一切の行為・結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。
  - (1) 会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (2) 会員 ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の管理不十分により法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (3) 当社が第 2 条の登録手続きに対して承認をしないこと、またはカード使用者等の本サービス利用を停止させることにより、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了またはカード使用者等からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (6) EX サポートダイヤルの電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者等または第三者の被った不利益
  - (7) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員 ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (9) 会員情報として登録された電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、法人会員またはカード使用者等に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メール等に付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として法人会員またはカード使用者等の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し、法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (11) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、カード使用者等への通知用として登録されている電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (12) クレジットカード会社または通信会社等のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (13) 法人会員またはカード使用者等がカード会員規約、本規約、IC 規約（E 予約専用W）、および当社または他社の定める運送約款および法令の定めに違反したことにより、または本規約により法人会員が一切の責任を負うことが想定されている事柄をカード使用者等が行ったことにより法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
  - (14) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって法人会員、カード使用者等または第三者が被った不利益
3. 法人会員またはカード使用者等が、本規約、IC 規約（E 予約専用W）および当社または他社の定める運送約款および法令の定めに違反して、当社または第三者に損害を与えた場合、法人会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 20 条（通知および同意の方法）

1. 当社から、法人会員およびカード使用者等への本サービスの運営および内容に関する通知は、本サービスの申込サイトまたはエクスプレス予約 HP 等への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。
2. 前項の通知内容を反映した本サービスを法人会員またはカード使用者等が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者等が承諾したものとみなします。

#### 第 21 条（権利の帰属）

本サービスに関わる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、法人会員またはカード使用者等はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

#### 第 22 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

#### 第 23 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者等は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

## 第 24 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 25 条（誓約事項等）

1. 法人会員は、カード会員規約に定める契約（以下、「本契約」という。）締結時および将来にわたって、カード会員規約に定める法人会員、カード使用者等（以下、総称して「会員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないことを誓約することとします。

2. 当社は、会員等が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービスの利用資格を喪失させることができることとします。

(1) 反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったことが認められるとき

(2) 反社会的勢力が経営を支配している、または経営に実質的に関与しているとき

(3) 会員等自らあるいは第三者の不正の利益を図る目的または当社あるいは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したとき

(4) 反社会的勢力への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき

(7) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、暴力的な要求行為、または法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき

(8) 会員等自らあるいは第三者を利用して、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をしたとき

(9) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき

(10) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき

(11) その他前各号に準ずる行為を行ったとき

(12) 本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき

3. 当社が、前項の規定に基づいて、本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させた結果により、会員等に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。また、これにより当社が被った損害については、法人会員に対して賠償の請求を行うことができるものとします。

4. 当社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約に定める新たな取引を行わないものとします。

## 第 26 条（本規約の改定）

当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者等と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者等の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者等への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者等に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者等に対して、改定の都度、当社ホームページまたはエクスプレス予約 HP 等で公表するものとします。

## <相談窓口>

当社に対する会員情報の開示（JR 東海、JCB および共同利用会社への開示請求を含む。）・訂正・削除等の会員の個人情報に関する問合せ・相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申し出については下記に連絡することとします。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理者を設置します。

西日本旅客鉄道株式会社 個人情報お問い合わせ窓口  
〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目 4 番 24 号  
電話 0570-00-8691

改定日 令和 8 年 8 月 25 日

## 約定支払日の取扱いに関する特約

本特約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスの約定支払日の取扱いについて定めています。

## 第 1 条（総則）

1. 本特約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用 W）規約」（以下、「EX 予約コーポレート規約（E 予約専用 W）」という。）及び EX-IC サービス（E 予約専用 W）規約（以下、「IC 規約（E 予約専用 W）」という。）の特約とします。

2. 本特約は「エクスプレス・カード（E 予約専用 W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、「法人会員」という。）で当社所定の申込書により本特約に定める約定支払日の取扱いの申込みを行った法人会員に対して適用されます。

3. EX 予約コーポレート規約（E 予約専用 W）及び IC 規約（E 予約専用 W）と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。

4. 法人会員は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に本特約を周知する義務を負うものとします。

## 第 2 条（用語の定義）

本特約に定めのない用語の定義については、カード会員規約、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用 W）、IC 規約（E 予約専用 W）に定めるところによるものとします。

## 第 3 条（本特約の変更）

削除

## 第 4 条（カード番号利用日）

本特約が適用される法人会員については、以下の時点の属する日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなします。

- (1) カード使用者が IC 規約（E 予約専用W）で定める EX-IC サービス（以下、「EX-IC サービス」という。）を利用する場合、カード使用者が IC 規約（E 予約専用W）で定める IC カード（以下、「IC カード」という。）により駅に入場した時点。
- (2) カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合または EX-IC サービスを利用する場合であって IC カードにより IC 自動改札機を通過して入場することができないため別に定める証票を受け取るときは、カード使用者が乗車券類等を受け取った時点。
- (3) カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）第 8 条により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点。
- (4) カード会員規約が失効した時点またはカード使用者がカード使用者でなくなった時点で、当社が IC 規約（E 予約専用W）第 8 条により、カード使用者と当社との間で締結した EX-IC 運送契約が存在する場合、当該時点。

#### 第 5 条（運送契約の成立）

カード使用者と当社との運送契約の成立については、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）及び IC 規約（E 予約専用W）に定める通りとします。

#### 第 6 条（受取期間経過後の乗車券類の取扱い等）

1. カード使用者が EX-IC サービス以外のエクスプレス予約コーポレートサービスを利用する場合、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）第 10 条第 3 項に定める受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、受取期間満了日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなします。
2. カード使用者が EX-IC サービスを利用する場合、EX-IC 運送契約において約定した乗車日の営業時間終了時までに駅に入場しなかった場合、当該日がカード会員規約におけるカード番号利用のあった日とみなします。

#### 第 7 条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 8 年 8 月 25 日

## EX-IC サービス（E 予約専用W）規約

本規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービスのうち、EX-IC サービス等について定めています。

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス（E 予約専用W）規約」（以下、「EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）」という。）の附則とし、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「エクスプレス・カード（E 予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）に定める法人会員（以下、単に「法人会員」という。）は、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負うものとします。

#### 第 2 条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
  - (1) 「EX-IC カード」とは、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」という。）が法人会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。※ただし当社は、JR 東海のエクスプレス予約ホームページ（<https://expy.jp/>）（以下、「エクスプレス予約 HP」という。）上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-IC カードを貸与しません。
  - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
  - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、カード使用者名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
  - (4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
  - (5) 「交通系 IC カード」とは、エクスプレス予約 HP に掲載する IC カード乗車券等をいいます。
  - (6) 「当社指定路線」とは、第 4 条で定める EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
  - (7) 「会員情報」とは、カード使用者またはカード会員規約に定める管理責任者が EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）第 2 条の定めにより登録した事項（EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）第 3 条の定めにより変更された事項を含む。）をいいます。
  - (8) 「EX 予約サービスきっぷ」とは、第 4 条で定義する EX-IC 運送契約において約定した乗車列車、区間、利用設備等 EX-IC 運送契約に基づく旅客運送請求権の主な内容が記載された証票をいいます。
2. 本規約に定めのない用語の定義については、カード会員規約および EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）に定めるところによるものとします。

#### 第 3 条（本規約の変更）

当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定め、法人会員およびカード使用者に対して、改定の都度、当社ホームページまたはエクスプレス予約 HP 等で公表するものとします。

### 第 2 章 EX-IC サービス

#### 第4条（EX-IC サービス）

1. EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カードまたは交通系 IC カード（以下、総称して「IC カード」という。）が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員またはカード使用者、もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。なお、利用者は特に定めのない場合はカード使用者に含むものとします。

※ただしエクスプレス予約 HP 上で定める日以降は、入出場に際し EX-IC カードは利用できません。

2. 法人会員、カード使用者は、本サービスの利用において、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定した IC カードを乗車当日に不所持の場合等は、EX 予約コーポレート規約（E 予約専用W）第10条に定める受取窓口において、EX 予約サービスきっぷを受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは EX 予約サービスきっぷのみで通過することはできません。

#### 第5条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

#### 第6条（利用環境、受付期間、受付時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。

2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込の受付期間、受取時間および取り扱う EX-IC 運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第7条（申込）

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

#### 第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス（以下、単に「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知とあわせて、「お預かり番号」の通知を行うものとします。

4. 第2項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前項において、会員情報として登録された電子メールアドレスが不正確であった場合、このために電子メールの到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. EX-IC 運送契約の運賃等は、カード会員規約第3条に定めるハウスカード番号（以下、「ハウスカード番号」という。）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠（以下、「カード番号利用可能枠」という。）による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。

7. 第3項の通知により EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

8. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

9. 前項の変更、解約は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約が成立するものとします。また、変更、解約の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、変更、解約の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第4項及び第5項の規定を適用します。

10. 前項により、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、ハウスカード番号により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約を行うこととします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、当該ハウスカード番号利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

11. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるエクスプレス予約サポートダイヤル（以下、「EX サポートダイヤル」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第9項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知を EX サポートダイヤルから行うことがあるものとします。

12. EX サービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第3項および前項によらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けた時点とします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また、EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第7項によらず、乗車日以降に当該のハウスカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知をおこなうものとします。

#### 第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

法人会員またはカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

### 第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

#### 第10条（本サービスの変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内

容のみ有効とします。

2. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1) システム等の保守、点検を行う場合

(2) システム等に障害が発生した場合

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合

(4) その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合

4. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供を終了させることができるものとします。

5. 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 11 条（通知の方法）

1. 当社から法人会員またはカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約 HP 上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、法人会員の所在地等への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの申込サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約 HP 上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに法人会員の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前 2 項において、電子メールアドレスまたは法人会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべき時点をもって通知が完了したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、法人会員、カード使用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 12 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第 4 章 EX-IC カード

#### 第 13 条（EX-IC カードの発行および効力）

1. JR 東海は、法人会員に対し、JR 東海が必要と認める種類および枚数の EX-IC カードを発行し、貸与するものとします。

※ ただし当社は、エクスプレス予約 HP 上で定める日以降に会員資格を有したカード使用者については、EX-IC カードを貸与しません。このため、EX-IC カードを貸与されていないカード使用者については本章に関する内容は適用しないものとします。

2. EX-IC カードの所有権は、JR 東海に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与を除き、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他 JR 東海の所有権を侵害することはできないものとします。

3. 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理することとします。

4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれを呈示しなければならないものとします。この呈示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあるものとします。

5. 記名式 EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できないものとします。

6. 非記名式 EX-IC カードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者（以下、「カード指定者」という。）に使用させることができることとします。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされるものとします。

7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

#### 第 14 条（EX-IC カードの有効期限および更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、JR 東海が別に指定する日までとします。ただし、JR 東海が必要と認め、当社が法人会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社または JR 東海の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあるものとします。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、法人会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社または JR 東海が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行し送付するものとします。

#### 第 15 条（EX-IC カードの返却等）

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社または提携企業は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めないし本サービスの提供を終了することがあります。なお、次の各号の規定は、EX 予約サービスきっぷの取扱いについても準用するものとします。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合

(3) 記名式 EX-IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合

(4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含む。）または公序良俗に反する行為に使用した場合

- (5) 転売、換金等の目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの使用状況が適当でないと当社が認めた場合
- (6) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
- (7) 法人会員が株式会社ジェーシービーへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの使用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
- (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社または当社指定路線を運営する他社が定める約款に重大な違反をした場合、もしくは繰り返し違反した場合
- (9) 当社または JR 東海から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
- (10) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより、交通系 IC カードの登録取消を受けた場合
- (11) その他、法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用が適当でないと当社が認めた場合
2. 前項により法人会員またはカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効とします。
3. 法人会員またはカード使用者は、法人会員およびカード使用者でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社および JR 東海が特に認める場合には、JR 東海が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 16 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、法人会員は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
- ※ただしエクスプレス予約 HP 上に定める日以降に、EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合の当社への連絡については、エクスプレス予約 HP 上で定める取扱いをするものとします。
2. 法人会員またはカード使用者の EX-IC カードの使用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。
- (1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
- (2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
- (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
- (4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
- (5) 不正使用の際にカード使用者のパスワードが使用された場合
- (6) 前項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合
3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正使用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 7 項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. カード会員規約第 3 条に定めるカード情報(以下、「カード情報」という。)を紛失し、または盗難もしくは詐取等(以下、「紛失・盗難等」という。)されたことにより、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の支払債務の免除については、カード会員規約第 26 条によります。
5. 法人会員またはカード使用者が EX-IC カードを紛失・盗難等された場合であっても、カード情報について紛失・盗難等の事実がなければ、カード会員規約第 26 条に定める支払債務の免除は受けられません。

#### 第 17 条 (EX-IC カードの再発行)

1. EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、JR 東海は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 法人会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合、JR 東海は EX-IC カードを再発行するものとします。
- ※ただし当社は、エクスプレス予約 HP 上で定める日以降については、再発行をしません。
3. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、JR 東海が EX-IC カードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用はハウスカード番号等により決済するものとします。

### 第 5 章 交通系 IC カード

#### 第 18 条 (交通系 IC カード)

1. カード使用者またはカード使用者が締結した EX-IC 運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者(以下、「利用者」という。)が、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場を希望する場合、法人会員がその使用に伴う責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします(以下、カード使用者が登録または指定手続を行い、予約に紐づいた交通系 IC カードを「指定交通系 IC カード」という。)
- ※ ただし、交通系 IC カードが失効、または無効となっている場合は、本サービスを利用できません。
2. カード使用者は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車するカード使用者または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。
3. カード使用者および利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、指定交通系 IC カードで当社が定める駅において入出場するときは、常に指定交通系 IC カードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の求めにより、指定交通系 IC カードを速やかに呈示するものとします。この呈示が無い場合、カード使用者または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができない場合があります。
4. EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は指定交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除する場合があります。この場合、申込サイト上に表示するものとします。
5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

#### 第 19 条 (交通系 IC カードの登録取消)

1. カード使用者または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系 IC カード登録もしくは指定を取り消す、または本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第 15 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより、EX-IC カードの返却を求められた場合

(2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合

(3) 交通系 IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合

(4) 転売、換金などの目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当で無いと当社が認めた場合

(5) 交通系 IC カードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動、または第三者に提供等した場合

(6) カード使用者が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本校のいずれかの事由に該当した場合

(7) カード使用者が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合

2. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録又は指定した交通系 IC カードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 20 条（交通系 IC カードの変更等）

1. カード使用者が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合、ならびに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系 IC カードで本サービスを利用することができるものとします。

2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスを利用するものとします。

## 第 6 章 その他

#### 第 21 条（当社の免責事項）

当社は、IC カードの使用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負わないものとします。

(1) カード使用者の IC カードの使用上の誤りにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(3) EX-IC カード、エクスプレス予約サービスの案内冊子、エクスプレス予約 HP 等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益

(4) 利用環境の変更により、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

(5) 当社が第 16 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、法人会員、カード使用者または第三者の被った不利益

(6) 交通系 IC カードのメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益

#### 第 22 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

#### 第 23 条（相殺禁止）

法人会員およびカード使用者は理由の如何を問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第 24 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定日 令和 8 年 8 月 25 日